

事業者・施設指定基準について

1	1 / 1 0 全国会議資料からの主な変更点について	2 8
2	現行最低基準の改正後比較表	3 9
3	改正後最低基準と指定基準の比較表	1 0 5
4	指定居宅支援等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準(案)	1 8 2

指定基準の1 / 10 全国会議資料からの主な変更点新旧対照表（ページ数は、1/10 会議資料本冊及び別冊のもの）
（施設編）

ページ数	(旧)	(新)
P80	P146	各施設について、基本方針を修正
	<p>第1節 基本方針</p> <p>1 指定身体障害者更生施設は、入所者に対して、治療又は指導及びその更生に必要な訓練を適切に行うものでなければならないこと。</p> <p>2 指定身体障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めること。</p> <p>3 指定身体障害者更生施設は、<u>明るく家庭的な雰囲気</u>を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ）、居宅支援事業者（法4条の2に規定する身体障害者居宅支援を行う者をいう。）、他の法第17条の10に規定する指定身体障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めること。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第三条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対して、<u>その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から</u>、治療又は指導及びその更生に必要な訓練を適切に行うものでなければならない。</p> <p>2 指定身体障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定身体障害者更生施設は、<u>できる限り居宅に近い環境の中で</u>、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第四条の二第五項に規定する身体障害者居宅生活支援事業者（他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
P80	P146	各施設について、具体的な人員数と重度者対応規定を記載し、生活指導員及び処遇の名称を変更
	<p>1 指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数</p> <p>(1) 指定肢体不自由者更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が人を超えない指定肢体不自由者更生施設にあっては、ウの栄養士を置かないことができる。</p> <p>ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話を行うために必要な数</p> <p>イ 看護婦又は看護師（以下「看護職員」という。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マツサージ指圧師、</p>	<p>(例)(指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数)</p> <p>第四条 指定肢体不自由者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにおいては、第三号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>二 看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マツサージ指圧師、職業指導員及び<u>生活支援員</u></p>

職業指導員及び生活指導員

(ア) 入所者の数が、を超えない指定肢体不自由者更生施設にあっては、看護職員、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で以上

(イ) 入所者の数が を 超える指定肢体不自由者更生施設にあっては、看護職員、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で(ア)に入所者の数が 又は その端数を増すごとに を 加えて得た数以上

(ウ) 看護職員の数、次のとおりとすること。
以上

(イ) 理学療法士 以上

(オ) 作業療法士 以上

ウ 栄養士 以上

(2)(1)の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定肢体不自由者更生施設の職員は、専ら当該指定肢体不自由者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでないこと。

(4)(1)イの看護職員のうち、人以上は、常勤の者であること。

(5)(1)イの生活指導員のうち、人以上は、常勤の者であること。

(6)(1)のイの理学療法士及び作業療法士は、当該指定肢体不自由者更生施設の他の業務に従事することができる。

イ 入所者の数が五十を超えない指定肢体不自由者更生施設にあっては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定肢体不自由者更生施設にあっては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとにを加えて得た数以上

八 理学療法士 常勤換算方法で一以上

二 作業療法士 常勤換算方法で一以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定肢体不自由者更生施設の従業者は、専ら当該指定肢体不自由者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

		<p>* <u>重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討中。</u></p>	<p>7 指定肢体不自由者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。</p> <p>8 <u>指定肢体不自由者更生施設は、入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。</u></p>
P87	P163	身体障害者療護施設の理学療法士について、理学療法士又は作業療法士とした。	
		<p>1 従業者の員数 (1) 指定身体障害者療護施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が人を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、ウの栄養士を置かないことができる。 ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話を行うために必要な数 イ 看護婦又は看護士(以下「看護職員」という。以下同じ。)、介護職員、<u>理学療法士及び生活指導員</u> (ア) <u>看護職員、介護職員、理学療法士及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数で除して得た数以上</u> ……</p>	<p>(従業者の員数) 第四十三条 指定身体障害者療護施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 二 <u>看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</u> イ <u>看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を二・二で除して得た数以上</u></p>
P87	P163	身体障害者療護施設の居室について、一人当たりの床面積を変更	
		<p>1 設備 (1) 指定身体障害者療護施設の設備の基準は次のとおりとする。 ア 居室 (ア) 一の居室の定員は、四人以下とすること。 (イ) 入所者一人当たりの床面積は、収納設備を除き、<u>6.6平方メートル以上</u>とすること。</p>	<p>(設備) 第四十四条 指定身体障害者療護施設の設備の基準は次のとおりとする。 一 居室 イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。 ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、<u>九・九平方メートル以上</u>とすること。</p>

		(ウ) 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。	八 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。
P83	P152	各施設の運営基準において、入退所の規定を変更	
		<p>1 入退所 (1)～(5)略 (6) 指定身体障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討すること。</p> <p>(7)(6)の検討に当たっては、生活指導員、介護職員、看護職員等の従業者の間で協議すること。</p> <p>(8) 指定身体障害者更生施設は、<u>居宅において日常生活を営むことを希望する入所者に対し、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</u></p>	<p>(入退所) 第十一条 1～5項(略) 6 指定身体障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、<u>法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。</u></p> <p>7 前項の検討に当たっては、看護師、生活支援員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>8 指定身体障害者更生施設は、心身の状況等に照らして、<u>指定居宅支援等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</u></p>
P83	P154	各施設の運営基準において、金銭の支払いの範囲等についての規定を置いた。	
		<p>6 利用者負担金等の受領 (5) 指定身体障害者更生施設は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。</p>	<p>(指定身体障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等) 第十四条 <u>指定身体障害者更生施設が指定施設支援を提供する入所者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。</u></p>

P83	P154	各施設の施設利用者負担額等の受領規定に緊急時等の償還払い規定とサービス提供証明書の交付規定を追加。	
		<p>6 利用者負担金等の受領</p> <p>(1) 指定身体障害者更生施設は、法定代理受領サービスに該当する指定施設支援を提供した際には、入所者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>(2) 指定身体障害者更生施設は、(1)の支払を受ける額のほか、身体障害者施設支援において提供される便宜のうち、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその入所者に負担させることが適当と認められるものの支払いを受けることができる。</p> <p>(3) (1)又は(2)の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。</p> <p>(4) 指定身体障害者更生施設は、(2)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ること。</p> <p>(5) 略</p> <p>7 施設訓練等支援費の額に係る通知</p> <p>指定身体障害者更生施設は、市町村から法定代理受領サービスに該当する指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合には、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知しな</p>	<p>(施設利用者負担額等の受領)</p> <p>第十五条 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援を提供した際には、入所者又はその扶養義務者から施設利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p><u>2 指定身体障害者更生施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際には、前項に掲げる施設利用者負担額のほか、入所者から法第十七条の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>3 指定身体障害者更生施設は、前二項の支払を受けるとの額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。</p> <p>4 指定身体障害者更生施設は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を入所者に対し交付しなければならない。</p> <p>5 指定身体障害者更生施設は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。</p> <p>(施設訓練等支援費の額に係る通知)</p> <p>第十六条 指定身体障害者更生施設は、市町村から指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合は、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知しなければならない。</p>

		ければならない。	<p>2 <u>指定身体障害者更生施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定施設支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定施設支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。</u></p>
-	-	各施設の設備基準について、経過措置を置いた。	<p>附 則</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>(身体障害者更生施設の経過措置) 第二条 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。)について、第八条第一項第一号ロ及び同項第九号の規定を適用する場合においては、同項第一号ロ中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、同項第九号中「二・二メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物については、当分の間、第八条第二項から第四項までの集会室を置かないことができる。</p> <p>(身体障害者療護施設の経過措置) 第三条 この省令の施行の際現に存する身体障害者療護施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第四十四条第一項第一号ロの規定を適用する場合においては、「九・九平方メートル」とあるのは「六・六平方メートル」とする。</p>

(身体障害者入所授産施設の経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。)について、第五十二条第一項第一号口及び同項第十二号の規定を適用する場合には、同項第一号口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、同項第十二号中「二・二メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する身体障害者授産施設の建物については、当分の間、第五十二条第一項第七号の医務室を置かないことができる。

(身体障害者通所授産施設の経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に存する身体障害者通所授産施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第五十三条第一項第八号の規定を適用する場合には、「二・二メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

知的障害者

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(知的障害者入所更生施設の経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する知的障害者入所更生施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第七条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号

口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(知的障害者入所授産施設の経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する知的障害者入所授産施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第四十八条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(知的障害者通勤寮の経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に存する知的障害者通勤寮の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第五十六条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(居宅編)

ページ数		(旧)	(新)
P43	P89	各指定居宅支援事業者の運営基準において、金銭の支払いの範囲等についての規定を置いた。	
		<p>1 2 利用者負担金等の受領(1)~(4)略 (5)指定居宅介護事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。</p>	<p>(指定居宅介護事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等) 第十九条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。 2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について明らかにするとともに、利用者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。</p>
P43	P89	居宅利用者負担額等の受領規定に緊急時等の償還払い規定とサービス提供証明書の交付規定を追加。	
		<p>1 2 利用者負担金等の受領 (1)指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>(2)指定居宅介護事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができること。</p>	<p>(居宅利用者負担額等の受領) 第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十七条の四第二項に規定する額の支払いを受けるものとする。</p> <p>3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p>

		<p>(3)(1)又は(2)の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。</p> <p>(4)指定居宅介護事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。</p> <p>1.3 居宅生活支援費の額に係る通知 指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領サービスに該当する指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知すること。</p>	<p>4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。</p> <p>5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(居宅生活支援費の額に係る通知等) 第二十一条 指定居宅介護事業者は、市町村から指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知しなければならない。</p> <p><u>2 指定居宅介護事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</u></p>
P62	P106	指定短期入所事業者で、日中受け入れを実施する場合の規定を追加した。(知的障害者、児童について)	
		<p>2 知的障害者更生施設等との併設 指定短期入所の事業を行う者(以下「指定短期入所事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所事業所」という。)は、知的障害者福祉法施行規則(昭和35年厚生省令第16号。以下「施行規則」という。)第一条に規定する施設に併設するか、若しくは当該施設の居室であってその全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならないこと。</p>	<p>(設備及び備品等) 第六十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所であるか、又は法第四条第四項に規定する施設の居室であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。ただし、<u>宿泊を伴わない指定短期入所のみを提供する指定短期入所事業所にあつては、居室を用いずに当該指定短期入所を提供することができる。</u></p>
P65	P112	指定地域生活援助事業所の管理者の兼務について、規定を変更した。	
		<p>2 管理者 (1)指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住</p>	<p>(管理者) 第八十三条 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域</p>

		居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
P65	P112	指定地域生活援助事業所の設備及び定員について、変更した。	
		1 設備に関する基準 (1) 指定地域生活援助事業所は、その入居定員を4人以上とし、居室を設けるほか、居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有すること。 (2) (1)に規定する居室の基準は次のとおりとする。 イ 1の居室の定員は、2人以下とすること。 ロ 1の居室の床面積は、1人用居室にあっては、9.9平方メートル以上とすること。	(設備に関する基準) <u>第八十四条 指定地域生活援助事業所は、その入居定員を四人以上七人以下とし、居室その他利用者が相互に交流を図ることができる設備を設けるものとする。</u> 2 前項に規定する居室は、原則として個室とする。
P66	P113	指定地域生活援助の入居対象者の要件を見直した。	
		9 入退居 (1) 指定地域生活援助は、居宅支給決定知的障害者であって次に掲げる要件のいずれにも該当する者に提供するものとする。 ア 日常生活上の援助を受けずに生活することが、可能でないか又は適当でないこと。 イ 数人で共同の生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていること。 ウ 日常生活を維持するに足る収入があること。	(入退居) <u>第八十五条 指定地域生活援助は、満十五歳以上の知的障害者であって、共同生活住居への入居を必要とする者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。</u>
P67	P115	指定地域生活援助の「管理者による管理」規定を削除した。	
		18 管理者による管理 共同生活住居の管理者は、同時に指定施設、指であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合はこの限りでないこと。	

現行最低基準	最低基準改正案
<p>身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>(平成十二年三月三十日) (厚生省令第五十四号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第28条第1項の規定による身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二条 身体障害者更生援護施設は、入所者又は利用者(以下この章において「入所者等」という。)に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第三条 身体障害者更生援護施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫さ</p>	<p>身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>(平成十四年 月 日) (厚生労働省令第 号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。)第二十八条第一項の規定による身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二条 身体障害者更生援護施設は、入所者又は利用者(以下この章において「入所者等」という。)に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 身体障害者更生援護施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うように努めなければならない。</p> <p>3 身体障害者更生援護施設は、できるだけ居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、身体障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第三条 身体障害者更生援護施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工</p>

れ、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 身体障害者更生援護施設(身体障害者福祉センター(第36条に規定する障害者更生センターを除く。)を除く。)の建物(入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

(設備の専用)

第4条 身体障害者更生援護施設の設備は、専ら当該身体障害者更生援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の専従)

第5条 身体障害者更生援護施設の職員は、専ら当該身体障害者更生援護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第6条 身体障害者更生援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかななければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第7条 身体障害者更生援護施設は、設備、職員、会計及び入所者等の処遇の状況に関する諸記録を整備しておかななければならない。

夫され、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 身体障害者更生援護施設(身体障害者福祉センター(第六十条に規定する障害者更生センターを除く。)を除く。)の建物(入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

(設備の専用)

第四条 身体障害者更生援護施設の設備は、専ら当該身体障害者更生援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の専従)

第五条 身体障害者更生援護施設の職員は、専ら当該身体障害者更生援護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第六条 身体障害者更生援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかななければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第七条 身体障害者更生援護施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

(苦情への対応)

第7条の2 身体障害者更生援護施設は、その行った処遇に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 身体障害者更生援護施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第二章 身体障害者更生施設

2 身体障害者更生援護施設は、入所者の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

(苦情への対応)

第八条 身体障害者更生援護施設は、その行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 身体障害者更生援護施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

第二章 身体障害者更生施設

(種類)

第九条 身体障害者更生施設は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 肢体不自由者更生施設 身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるもの。
- 二 視覚障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるもの。
- 三 聴覚・言語障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者(聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。以下同じ。)を入所させるもの。
- 四 内部障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるもの。

(職員の配置の基準)

第10条 肢体不自由者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 理学療法士
- 五 作業療法士
- 六 心理判定員
- 七 職能判定員
- 八 あん摩マッサージ指圧師
- 九 職業指導員
- 十 生活指導員

(規模)

第十条 身体障害者更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(肢体不自由者更生施設の職員の配置基準)

第十二条 肢体不自由者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員
- イ 入所者の数が五十を超えない肢体不自由者更生施設にあつては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
- ロ 入所者の数が五十を超える肢体不自由者更生施設にあつては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- ハ 理学療法士 常勤換算方法で一以上
- ニ 作業療法士 常勤換算方法で一以上
- 四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第八項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該肢体不自由者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

- 2 視覚障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。
- 一 施設長
 - 二 医師
 - 三 看護婦
 - 四 職業指導員
 - 五 生活指導員

- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 肢体不自由者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 9 肢体不自由者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(視覚障害者更生施設の職員の配置基準)

- 第十三条 視覚障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。
- 一 施設長
 - 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - 三 看護師、職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が、五十を超えない視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
 - ロ 入所者の数が五十を超える視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤

換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 栄養士 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第一項及び第九項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該視覚障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第一項第三号の職業指導員又は生活支援員のうち、一人以上は、点字の指導を行うことができる者でなければならない。
- 9 視覚障害者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 10 視覚障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に

3 聴覚・言語障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 心理判定員
- 五 職能判定員
- 六 聴能訓練師
- 七 職業指導員
- 八 生活指導員

加えて、必要な職員を置かなければならない。

(聴覚・言語障害者更生施設の職員の配置基準)

第十四条 聴覚・言語障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が、五十を超えない聴覚・言語障害者更生施設にあつては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
 - ロ 入所者の数が五十を超える聴覚・言語障害者更生施設にあつては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第九項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該聴覚・言語障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上

は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、口話又は手話の指導を行うことができる者でなければならない。

9 聴覚・言語障害者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。

10 聴覚・言語障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

4 内部障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 保健婦又は看護婦
- 四 作業療法士
- 五 心理判定員
- 六 職能判定員
- 七 職業指導員
- 八 生活指導員

(内部障害者更生施設の職員の配置基準)

第十五条 内部障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が、五十を超えない内部障害者更生施設にあつては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六以上

ロ 入所者の数が五十を超える内部障害者

更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

八 保健師又は看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が五十を超えない内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が五十を超えて百を超えない内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百を超えて百四十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第十項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該内部障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の医師のうち心臓の機能に障害のある者を入所させるものに置かれる医師は、心臓疾患の治療に関して相当の学識経験を有する者でなければならない。

6 第一項第三号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

- 8 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 9 第一項第三号の生活支援員は、法第十二条各号のいずれかに該当する者又は社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 10 内部障害者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 11 内部障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。
- 5 重度身体障害者更生援護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。
- 一 施設長
 - 二 医師
 - 三 看護婦
 - 四 介護職員
 - 五 理学療法士
 - 六 作業療法士
 - 七 心理判定員
 - 八 あん摩マッサージ指圧師
 - 九 生活指導員
- 6 視覚障害者更生施設に置かれる職業指導員又は生活指導員のうち、1人以上は、点字の指導を行うことができる者でなければならない。
- 7 聴覚・言語障害者更生施設に置かれる生活指導員のうち、1人以上は、口話又は手話の指導を行うことができる者でなければならない。
- 8 内部障害者更生施設に置かれる生活指導員

は、法第12条各号のいずれかに該当する者又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

9 内部障害者更生施設のうち心臓の機能に障害のある者を入所させるものに置かれる医師は、心臓疾患の治療に関して相当の学識経験を有する者でなければならない。

10 重度身体障害者更生援護施設に置かれる看護婦、介護職員、理学療法士、作業療法士、心理判定員、あん摩マッサージ指圧師及び生活指導員の総数は、通じておおむね入所者の数を四・一で除して得た数以上とする。

(職員の資格要件)

第11条 施設長は、医師、特殊教育諸学校(盲学校、聾ろう学校又は養護学校をいう。以下この条において同じ。)の長であった者、特殊教育諸学校の教育職員の免許状を有する者であって当該分野における三年以上の福祉若しくは教育の経験を有するもの、身体障害者福祉司若しくは社会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

第8条 身体障害者更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第9条 身体障害者更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室

(職員の資格要件)

第十六条 身体障害者更生施設の施設長は、医師、特殊教育諸学校(盲学校、聾ろう学校又は養護学校をいう。以下この条において同じ。)の長であった者、特殊教育諸学校の教育職員の免許状を有する者であって当該分野における三年以上の福祉若しくは教育の経験を有するもの、身体障害者福祉司若しくは社会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第十一条 身体障害者更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室

- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 洗濯室
- 九 事務室
- 十 相談室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 便所

居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 洗濯室
- 十 相談室
- 十一 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

三 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

3 肢体不自由者更生施設(身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項各号に掲げる設備のほか、医務室、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室及び屋外運動場を設け、治療及び訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

4 視覚障害者更生施設(身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第2項各号に掲げる設備のほか、医務室、職業訓練室、図書室及び屋外運動場を設け、治療及び訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

5 聴覚・言語障害者更生施設(身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者(聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。以下同じ。)を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項各号に掲げる設備のほか、医務室及び職業訓練室を設け、治療及び訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

6 内部障害者更生施設(身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項各号に掲げる設備のほか、医務室、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室、講堂及び宿直室を設け、治療及び訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

八 調理室

火気を使用する場合は、不燃材料を用いること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

3 肢体不自由者更生施設には、第一項に掲げる設備のほか、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

4 視覚障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室、図書室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

5 聴覚・言語障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

6 内部障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室及び講堂を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

7 重度身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設のうち重度の肢体不自由者又は内臓の機能に重度の障害のある者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項及び第3項又は前項に規定するもののほか、集会室を設けなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、身体障害者更生施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

二 肢体不自由者更生施設及び視覚障害者更生施設には、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

三 内部障害者更生施設には、適当な場所に汚物処理設備を設けること。

四 重度身体障害者更生援護施設については、第一号及び第二項第一号八の規定にかかわらず、廊下の幅は、2.2メートル以上とし、入所者1人当たりの居室の床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。

7 前各項に規定するもののほか、身体障害者更生施設の設備の基準は次に定めるところによる。

一 肢体不自由者更生施設及び視覚障害者更生施設には、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

二 内部障害者更生施設には、適当な場所に汚物処理設備を設けること。

(入退所)

第十七条 身体障害者更生施設は、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

2 身体障害者更生施設は、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。

3 身体障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。

4 前項の検討に当たっては、看護師、生活支援員等の職員の間で協議しなければならない。

ない。

- 5 身体障害者更生施設は、心身の状況に照らして、法第四条の二第一項に規定する身体障害者居宅支援等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

(身体障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十八条 身体障害者更生施設が入所者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第 号)第十五条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

(支援の方針)

第二十条 身体障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の支援は、入所者の支援に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

- 3 身体障害者更生施設の職員は、入所者の支援に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(総合診断のための会議)

第13条 身体障害者更生施設は、入所者の更生支援に関する具体的措置を決定し、及びその円滑な実施を図るため、必要な時期に総合診断のための会議を開かなければならない。

(生活指導等)

第14条 身体障害者更生施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

(入所者の支援に関する計画等)

第十九条 身体障害者更生施設は、入所者の支援に関する具体的な内容を決定するとともに、その円滑な実施を図るため、その心身の状況、その置かれている環境及びその者の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の支援に関する計画を作成しなければならない。

2 身体障害者更生施設は、前項の規定による計画の作成に当たって、施設の職員による会議を開かなければならない。

3 身体障害者更生施設は、第一項の計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する計画の見直しについて準用する。

5 身体障害者更生施設は、その行う支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第二十一条 身体障害者更生施設は、常に入所者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第二十二条 身体障害者更生施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 身体障害者更生施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 身体障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、入所者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

4 身体障害者更生施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 身体障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の職員を従事させなければならない。

6 身体障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者更生施設の職員以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(給食)

第15条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない身体障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

2 身体障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

(食事の提供)

第二十三条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない身体障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十六条 身体障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 身体障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

(健康管理)

第16条 入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(管理規程)

第12条 身体障害者更生施設は、入所者に対する処遇方法、入所者が守るべき規律その他施設の管理についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

。 3 身体障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第二十四条 身体障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十五条 身体障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定身体障害者更生施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(施設長の責務)

第二十七条 身体障害者更生施設の施設長は、当該身体障害者更生施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 身体障害者更生施設の施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第十八条 身体障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 定員
 - イ 入所定員
 - ロ 通所による入所者の支援を行う施設にあつては、当該通所による入所者の

	<p style="text-align: center;">定員</p> <p>四 入所者の支援の内容及び入所者から受領する費用の額</p> <p>五 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>六 非常災害対策</p> <p>七 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十九条 身体障害者更生施設は、入所者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 身体障害者更生施設は、当該身体障害者更生施設の職員によって支援を行わなければならない。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 身体障害者更生施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第三十条 身体障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
<p>(衛生管理)</p> <p>第17条 身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 身体障害者更生施設は、当該身体障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第三十一条 身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 身体障害者更生施設は、当該身体障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(協力医療機関)</p> <p>第三十二条 身体障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ</p>

め、協力医療機関を定めておかなければならない。

(秘密保持等)

第三十三条 身体障害者更生施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 身体障害者更生施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第三十四条 身体障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十五条 身体障害者更生施設は、入所者の支援により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 身体障害者更生施設は、入所者の支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第三章 身体障害者療護施設

第三章 身体障害者療護施設

(規模)

第三十六条 身体障害者療護施設は、三十人以上（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、十人以上）の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第20条 身体障害者療護施設には、次の各号に

(職員の配置基準)

第三十八条 身体障害者療護施設には、次の

<p>掲げる職員を置かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設長 二 医師 三 看護婦 四 介護職員 五 理学療法士 六 生活指導員 <p>2 前項各号に掲げる職員のうち、看護婦、介護職員、理学療法士及び生活指導員の総数は、通じておおむね入所者の数を2.2で除して得た数以上とする。</p>	<p>各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない身体障害者療護施設にあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設長 一 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 三 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 <ul style="list-style-type: none"> イ 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を二・二で除して得た数以上 ロ 看護師の数は、次のとおりとすること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 入所者の数が五十を超えない身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で、二以上 (2) 入所者の数が五十を超えて六十を超えない身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で、三以上 (3) 入所者の数が六十を超えて八十を超えない身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で、四以上 (4) 入所者の数が八十を超えて百五十を超えない施設にあつては、常勤換算方法で、五以上 (5) 入所者の数が百五十を超えて百八十を超えない施設にあつては、常勤換算方法で、六以上 八 理学療法士又は作業療法士の数は、次のとおりとすること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 入所者の数が百を超えない施設にあつては、常勤換算方法で、一以上 (2) 入所者の数が百を超える施設にあつては、常勤換算方法で、二以上 <p>四 栄養士 一以上</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項及び第七項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数</p>
--	---

を当該身体障害者療護施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 身体障害者療護施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三項に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を四で除して得た数以上置とする。
- 8 身体障害者療護施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(職員の資格要件)

第21条 施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

第18条 身体障害者療護施設は、三十人以上(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の

(職員の資格要件)

第三十九条 施設長は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活支援員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5に規定する特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上)の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第19条 身体障害者療護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者療護施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 看護職員室
- 十 介護職員室
- 十一 機能訓練室
- 十二 洗濯室
- 十三 事務室
- 十四 宿直室
- 十五 相談室
- 十六 集会室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。
- ニ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(設備の基準)

第三十七条 身体障害者療護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者療護施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 機能訓練室
- 九 調理室
- 十 洗濯室
- 十一 相談室
- 十二 集会室
- 十三 看護職員室
- 十四 介護職員室
- 十五 事務室
- 十六 宿直室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- ニ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

へ 入所者の身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室

前号二及びへに定めるところによること。

三 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

四 洗面所

居室のある階ごとに設けること。

五 便所

居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

六 医務室

イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 介護職員室

居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

八 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

へ 入所者の身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室

イ 前号二及びへに定めるところによること。

ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

八 機能訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

九 調理室

火気を使用する場合は、不燃材料を用いること。

十 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十一 集会室

必要な備品を備えること。

十二 介護職員室

居室ある階ごとに居室に近接して設けること。

十三 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

- 3 前二項に規定するもののほか、身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。
- 一 廊下の幅は、2.2メートル以上とすること。
 - 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三 居室、静養室、便所その他入所者が日常使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - 四 居室等が二階以上の階にある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。
 - 五 適当な場所に汚物処理設備を設けること。

(入浴等)

第22条 身体障害者療護施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

- 3 前項に規定するもののほか、身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。
- 一 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 二 居室、静養室、便所その他入所者が日常使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - 三 居室等が二階以上の階にある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。
 - 四 適当な場所に汚物処理設備を設けること。

(指導、訓練等)

第四十条 身体障害者療護施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 身体障害者療護施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 身体障害者療護施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を維持し、機能の減退を防止するための訓練を行わなければならない。

4 身体障害者療護施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 身体障害者療護施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の職員に従事させなければならない。

6 身体障害者療護施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者療護施設の職員以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保)

第23条 身体障害者療護施設は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

(協力病院)

第24条 身体障害者療護施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(準用)

第25条 第12条から第17条までの規定は、身体障害者療護施設について準用する。

第四章 身体障害者福祉ホーム（略）

第五章 身体障害者授産施設

(衛生管理等)

第四十一条 身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 身体障害者療護施設は、当該身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第四十二条 第十七条から第三十五条までの規定（第二十二条及び第三十一条を除く。）は、身体障害者療護施設について準用する。

第四章 身体障害者福祉ホーム（略）

第五章 身体障害者授産施設

(種類)

第四十七条 身体障害者授産施設は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 身体障害者入所授産施設 法第三十一条に規定する身体障害者授産施設であつて、第二号に規定する身体障害者通所授産施設及び第三号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 二 身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを

対象とするものであって、第三号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のもの

三 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、常時利用する者が二十人未満であるもの

(規模)

第30条 身体障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

一 身体障害者授産施設(身体障害者授産施設のうち第二号に規定する重度身体障害者授産施設、第三号に規定する身体障害者通所授産施設及び第四号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のものをいう。)
) 三十人以上の人員を入所させることができる規模

二 重度身体障害者授産施設(身体障害者授産施設のうち重度の身体障害者を入所させるものをいう。以下同じ。)
) 三十人以上の人員を入所させることができる規模

三 身体障害者通所授産施設(身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、第四号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のものをいう。以下同じ。)
) 二十人以上の人員を入所させることができる規模

四 身体障害者小規模通所授産施設(身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、常時利用する者が二十人未満であるものをいう。以下同じ。)
) 十人以上の人員を入所させることができる規模

(規模)

第四十八条 身体障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

一 身体障害者入所授産施設 三十人以上の人員(通所による入所者の数を除く。)を入所させることができる規模

二 身体障害者通所授産施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模

三 身体障害者小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模

2 身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であって入所者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

(設備の基準)

第31条 身体障害者授産施設のうち重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 洗濯室
- 九 作業室
- 十 更衣室
- 十一 事務室
- 十二 相談室

(身体障害者入所授産施設の設備の基準)

第四十九条 身体障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者入所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業室又は作業場
- 九 更衣室
- 十 調理室
- 十一 洗濯室
- 十二 相談室
- 十三 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
 - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。

- 四 浴室
入所者の特性に応じたものであること。
 - 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
 - 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
 - 七 医務室
治療に必要な機械器具等を備えること。
 - 八 作業室又は作業場
 - イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。
 - ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 九 更衣室
男子用と女子用を別に設けること。
 - 十 調理室
火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - 十一 相談室
室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 十二 集会室
必要な備品を備えること。
 - 十三 廊下幅
二・二メートル以上とすること。
- 3 第一項各号に掲げる設備のうち、静養室にあつては、医務室を兼ねることができる。
- 4 身体障害者入所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

2 重度身体障害者授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該重度身体障害者授産施設の効果的

な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 洗濯室
- 十 作業室
- 十一 更衣室
- 十二 事務室
- 十三 相談室
- 十四 集会室

3 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 食堂兼集会室
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 医務室兼静養室
- 五 調理室
- 六 作業室
- 七 更衣室
- 八 事務室
- 九 相談室

(身体障害者通所授産施設の設備の基準)

第五十条 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 食堂兼集会室
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 医務室兼静養室
- 五 作業室又は作業場
- 六 更衣室
- 七 調理室
- 八 相談室
- 九 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 食堂兼集会室
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 二 洗面所
 - 入所者の特性に応じたものであること

- 4 身体障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。
- 一 静養室
 - 二 食堂
 - 三 洗面所
 - 四 便所
 - 五 作業室

- 。
 - 三 便所
 - イ 男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること
 - 四 医務室兼静養室
 - イ 治療に必要な機械器具等を備えること。
 - ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - 五 作業室又は作業場
 - イ 作業員一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。
 - ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 六 更衣室
 - 男子用と女子用を別に設けること。
 - 七 調理室
 - 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - 八 相談室
 - 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 九 廊下幅
 - 二・二メートル以上とすること。
- 3 身体障害者通所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

(身体障害者小規模通所授産施設の設備の基準)(略)

5 前項各号に掲げる設備のうち、食堂にあつては、静養室又は作業室と兼ねることができる。

6 第1項から第3項までの各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上(重度身体障害者授産施設にあつては、六・六平方メートル以上)とすること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 便所

居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

三 作業室

イ 作業に必要な機械器具等を整備すること。

ロ 作業員一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、1.65平方メートル以上とすること。

四 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

7 第1項から第3項まで及び前項に規定するもののほか、身体障害者授産施設のうち身体障害者小規模通所授産施設以外のものの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、1.8メートル以上(重度身体障害者授産施設にあつては、2.2メートル以上)とすること。

二 重度身体障害者授産施設の玄関、居室の出入口、便所等には、原則として、階段を設けないこと。

(分場の設備の基準)

第五十二条 分場の設備の基準は、第五十条に規定する基準に準ずる。

(職員の配置の基準)

第32条 身体障害者授産施設のうち重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 職業指導員
- 五 生活指導員

(身体障害者入所授産施設の職員の配置の基準)

第五十三条 身体障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が三十の身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五以上
 - ロ 入所者の数が三十を超える身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五に、入所者の数が三十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 八 看護師の数は、次のとおりとすること。
 - (1) 入所者の数が九十を超えない身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
 - (2) 入所者の数が九十を超えて、百三十を超えない身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、二以上
 - (3) 入所者の数が百三十を超えて、百六十を超えない身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、三以上
- 四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第七項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該身体障害者入所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除すること

	<p>により常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 身体障害者入所授産施設（視覚障害者又は聴覚・言語障害者を入所させるものに限る。）に置かれる生活支援員のうち、一人以上は、点字又は口話若しくは手話を解することができる者でなければならない。</p> <p>9 身体障害者入所授産施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を十で除して得た数以上とする。</p> <p>10 身体障害者入所授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。</p>
<p>2 重度身体障害者授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設長 二 医師 三 介護職員 四 保健婦又は看護婦 五 職業指導員 六 生活指導員 <p>3 身体障害者通所授産施設には、次の各号に</p>	<p>（身体障害者通所授産施設の職員の配置の基</p>

掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 職業指導員
- 四 生活指導員

準)

第五十四条 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が二十の身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二以上
 - ロ 入所者の数が二十を超える身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二に、入所者の数が二十を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該身体障害者通所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は常勤の者でなければならない。

7 身体障害者通所授産施設は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

4 身体障害者小規模通所授産施設には、次の(身体障害者小規模通所授産施設の職員の配

<p>各号に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>一 施設長 二 職業指導員 三 生活指導員</p> <p>5 身体障害者小規模通所授産施設に置かれる職員のうち、施設長にあっては、職業指導員又は生活指導員と兼ねることができる。</p> <p>6 身体障害者授産施設のうち重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設以外のもの(視覚障害者又は聴覚・言語障害者を入所させるものに限る。)に置かれる生活指導員のうち、一人以上は、点字又は口話若しくは手話を解することができる者でなければならない。</p> <p>7 重度身体障害者授産施設に置かれる職業指導員、生活指導員、介護職員及び保健婦又は看護婦の総数は、通じておおむね入所者の数を6.7で除して得た数以上とする。</p> <p>8 身体障害者小規模通所授産施設に置かれる施設長は、身体障害者の福祉の増進に熱意を有し、身体障害者小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。</p>	<p>置の基準)(略)</p>
	<p>(分場の職員の配置基準)</p> <p>第五十六条 身体障害者授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う第五十四条第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。</p> <p>2 身体障害者授産施設は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十七条 身体障害者授産施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員
 - イ 入所定員
 - ロ 通所による入所者の支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
 - ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員
- 四 入所者に対する支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(作業指導)

第五十八条 身体障害者授産施設は、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。

(授産活動)

第五十九条 身体障害者授産施設を行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うものでなければならない。

2 身体障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第33条 身体障害者授産施設は、職業に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(工賃の支払)

第六十条 身体障害者授産施設は、授産活動に従事している入所者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第34条 第11条から第17条までの規定は、身体障害者授産施設のうち身体障害者小規模通所授産施設以外のものについて準用する。

(準用)

第六十一条 第十六条から第三十五条までの規定(第十八条を除く。)は、身体障害者入所授産施設及び身体障害者通所授産施設について準用する。

2 第12条、第14条第1項、第16条及び第17条の規定は、身体障害者小規模通所授産施設について準用する。

第六章 身体障害者福祉センター（略）

第七章 補装具製作施設（略）

第八章 盲導犬訓練施設（略）

第九章 視聴覚障害者情報提供施設（略）

第六章 身体障害者福祉センター（略）

第七章 補装具製作施設（略）

第八章 盲導犬訓練施設（略）

第九章 視聴覚障害者情報提供施設（略）

最低基準改正案の比較表

現行最低基準	最低基準改正案
<p>知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成二年十二月十九日) (厚生省令第五十七号)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第21条第1項の規定による知的障害者援護施設(以下「援護施設」という。)の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 援護施設の設置者は、入所者又は利用者(以下この章において「入所者等」という。)に対し、良好な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第3条 援護施設の配置、構造及び設備は、日</p>	<p>知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成十四年 月 日) (厚生労働省令第 号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第二十一条第一項の規定による知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二条 知的障害者援護施設の設置者は、入所者又は利用者(以下この章において「入所者等」という。)に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、良好な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 知的障害者援護施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うように努めなければならない。</p> <p>3 知的障害者援護施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、知的障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第三条 知的障害者援護施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫さ</p>

る事項について十分考慮されたものでなければならぬ。

- 2 援護施設は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- 3 援護施設の建物(入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設(以下「通所施設」という。)にあっては、この限りでない。

(設備の専用)

第4条 援護施設の設備は、もっぱら当該援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の専従)

第5条 援護施設の職員は、もっぱら当該援護施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第6条 援護施設は、非常災害に備えるため、防災、避難等に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(帳簿の整備)

第7条 援護施設は、設備、職員、会計及び入所者等の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

れ、かつ、日照、採光、換気等入所者等の保健衛生に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 知的障害者援護施設の建物(入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

(設備の専用)

第四条 知的障害者援護施設の設備は、専ら当該援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の専従)

第五条 知的障害者援護施設の職員は、専ら当該援護施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第六条 知的障害者援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかななければならない。

- 2 知的障害者援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第七条 知的障害者援護施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 知的障害者援護施設は、入所者の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

(苦情への対応)

第7条の2 援護施設は、その行った処遇に関する入所者等又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 援護施設は、その行った処遇に関し、当該措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 援護施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第一章の二 知的障害者デイサービスセンター(略)

第二章 知的障害者更生施設

(施設の敷地面積)

第8条 知的障害者更生施設(以下「更生施設」という。)の敷地面積は、原則として建築面積の三倍以上でなければならない。ただし、通所施設にあっては、この限りでない。

(規模)

第10条 更生施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するも

(苦情への対応)

第八条 知的障害者援護施設は、その行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知的障害者援護施設は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 知的障害者援護施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

第二章 知的障害者デイサービスセンター

第三章 知的障害者更生施設

(施設の敷地面積)

第十二条 知的障害者更生施設の敷地面積は、原則として建築面積の三倍以上でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

(種類)

第十三条 知的障害者更生施設は、次の各号に掲げるものをいう。

一 知的障害者入所更生施設 法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設であって次号に規定する知的障害者通所更生施設以外のもの。

二 知的障害者通所更生施設 知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

(規模)

第十四条 知的障害者更生施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定す

のでなければならない。

- 一 通所施設である更生施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 二 その他の更生施設 三十人以上(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条に規定する知的障害児施設(児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十八条第一号に規定する自閉症児施設を除く。)又は同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設(同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。)に併設する場合にあっては、十人以上)の人員を入所させること(通所により入所させることを除く。)ができる規模

(設備の基準)

第9条 更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、通所施設にあっては、第一号、第二号、第四号、第十二号及び第十三号に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業指導室又は作業指導場
- 九 調理室
- 十 事務室
- 十一 会議室
- 十二 宿直室
- 十三 指導員室
- 十四 相談室
- 十五 運動場

る規模を有するものでなければならない。

- 一 知的障害者入所更生施設 三十人以上(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条に規定する知的障害児施設(児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十八条第二号に規定する自閉症児施設を除く。)又は同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設(同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。)に併設する場合にあっては、十人以上)の人員(通所による入所者の数を除く。)を入所させることができる規模
- 二 知的障害者通所更生施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模

2 知的障害者更生施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であって、利用者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

(知的障害者入所更生施設の設備の基準)

第十五条 知的障害者入所更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業指導室又は作業指導場
- 九 調理室
- 十 相談室
- 十一 運動場
- 十二 事務室
- 十三 会議室
- 十四 宿直室
- 十五 指導員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のと

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 地階に設けてはならないこと。
- ロ 一室の定員は、四人を標準とすること。
- ハ 入所者(通所による入所者を除く。)一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
- ニ 避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。
- ホ 入所者(通所による入所者を除く。)の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- ヘ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。

二 静養室

- イ 医務室の近くに設け、男女別とすること。
- ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ハ イ及びロに定めるもののほか、前号イ及びロに定めるところによること。

三 便所

男子用と女子用を別に設けること。

四 医務室

- イ 必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- ロ 通所施設である更生施設であって静養室を設置しないものにあつては、イに定めるもののほか、第二号ロ及びハに定めるところによること。

五 作業指導室又は作業指導場

作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

六 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

- 一 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル

おりとする。

一 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
- ニ 一以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ホ 入所者(通所による入所者を除く。)の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- ヘ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。

二 静養室

- イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ロ 医務室に近接して設けること。
- ハ 男女別とすること。
- ニ イ、ロ及びハに定めるもののほか、前号ロ及びニに定めるところによること。

三 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

- イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

<p>以上とすること。</p> <p>二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>4 重度の知的障害者(以下「重度者」という。)を入所させる更生施設(通所施設を除く。)の設備の基準は、前3項に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>一 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けること。</p> <p>二 前三項に規定するもののほか、重度者の保健衛生、安全の確保等の見地から、その設備について特別の配慮をすること。</p>	<p>八 作業指導室又は作業指導場</p> <p>イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。</p> <p>ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。</p> <p>ハ 指導に必要な器具を備えること。</p> <p>九 調理室</p> <p>火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>十 相談室</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>十一 運動場</p> <p>必要な備品を備えること。</p> <p>十二 廊下幅</p> <p>一・三五メートル以上とすること。</p> <p>ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。</p> <p>3 前項各号に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けるなければならない。</p> <p>(知的障害者通所更生施設の設備の基準)</p> <p>第十六条 知的障害者通所更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 食堂</p> <p>二 洗面所</p> <p>三 便所</p> <p>四 医務室</p> <p>五 作業指導室又は作業指導場</p> <p>六 調理室</p> <p>七 相談室</p> <p>八 運動場</p> <p>九 事務室</p> <p>十 会議室</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂</p> <p>イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。</p> <p>ロ 必要な備品を備えること。</p> <p>二 洗面所</p>
--	---

入所者の特性に応じたものであること

。

三 便所

イ 男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を設けること。

五 作業指導室又は作業指導場

イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。

ハ 指導に必要な器具を備えること。

六 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 運動場

必要な備品を備えること。

九 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

3 前項各号に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けなければならない。

(分場の設備の基準)

第十七条 分場の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。ただし、前条第一項第六号から第十号までに掲げる設備は設けられないことができる。

(知的障害者入所更生施設の職員の配置基準)

(職員の配置の基準)

第11条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、通所施設にあっては、第三号及び第六号に掲げる職員

第十八条 知的障害者入所更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない

<p>を、入所人員(通所による入所者の数を除く。)が四十人以下の施設にあっては、第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設長 二 医師 三 保健婦又は看護婦 四 生活指導員 五 作業指導員 六 栄養士 七 調理員 	<p>ものにあつては、第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては、第五号の調理員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設長 一 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上 四 栄養士 一以上 五 調理員 一以上
<p>2 更生施設の医師は、精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p>
<p>3 更生施設の作業指導員は、その指導する業務について相当の経験及び技能を有する者でなければならない。</p>	<p>3 第一項及び第九項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者入所更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p>
<p>4 保健婦又は看護婦、生活指導員及び作業指導員の総数は、おおむね、次の各号に掲げる数の合計数以上でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入所者(通所による入所者を除く。)の数を四・三で除して得た数 二 通所による入所者の数を七・五で除して得た数 	<p>4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>5 女子を入所させる更生施設にあっては、生活指導員のうち少なくとも一人は、女子でなければならない。</p>	<p>5 第一項第二号の医師は、知的障害者の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
	<p>6 第一項第三号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
	<p>7 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
	<p>8 第一項第三号の作業指導員は、その指導する業務について相当の経験及び技能を有する者でなければならない。</p>
	<p>9 女子を入所させる知的障害者入所更生施設</p>

設にあっては、生活支援員のうち少なくとも一人は、女子でなければならない。

10 知的障害者入所更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上くものとする。

11 知的障害者入所更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(知的障害者通所更生施設の職員の配置基準)

第十九条 知的障害者通所更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託するものにあつては、第四号の調理員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上

四 調理員 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者通所更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の医師は、知的障害者の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 6 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号の作業指導員は、その指導する業務について相当の経験及び技能を有する者でなければならない。
- 8 女子を入所させる知的障害者通所更生施設にあっては、生活支援員のうち少なくとも一人は、女子でなければならない。
- 9 知的障害者通所更生施設は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(分場の職員の配置基準)

第二十条 知的障害者更生施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う前条第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場の入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。

- 2 知的障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(職員の資格要件)

第12条 更生施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 社会福祉事業に五年以上従事した者であつて、施設を運営するのに適切であると認められるもの
- 二 精神保健に関して相当の学識経験を有する

(職員の資格要件)

第二十一条 知的障害者更生施設の施設長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 社会福祉事業に五年以上従事した者であつて、施設を運営するのに適切であると認められるもの

<p>医師</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者</p>	<p>二 精神保健に関して相当の学識経験を有する医師</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(入退所)</p> <p>第二十二條 知的障害者更生施設は、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>2 知的障害者更生施設は、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>3 知的障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。</p> <p>4 前項の検討に当たっては、看護師、生活支援員等の職員の間で協議しなければならない。</p> <p>5 知的障害者更生施設は、心身の状況に照らして、指定居宅支援等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第18条の2 第七条の五の規定は、更生施設について準用する。</p>	<p>(運営規定)</p> <p>第二十三條 知的障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、数及び職務の内容</p> <p>三 定員</p> <p>イ 入所定員</p> <p>ロ 通所による入所者の支援を行う施設</p>

にあつては、当該通所による入所者の定員

八 分場を設置する施設にあつては、当該分場の入所定員

四 入所者の支援の内容及び入所者から受領する費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他の施設の運営に関する重要事項

(入所者の支援に関する計画等)

第二十四条 知的障害者更生施設は、入所者について、入所者の支援に関する具体的な内容を決定するとともに、その円滑な実施を図るため、その心身の状況、その置かれている環境及びその者の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の支援に関する計画を作成しなければならない。

(指導会議)

第13条 更生施設は、入所者の更生援護に関する具体的措置を決定し、及びその円滑な実施を図るため、必要な時期に指導会議を開かなければならない。

2 知的障害者更生施設は、前項の規定による計画の作成に当たつて、施設の職員による会議を開かなければならない。

3 知的障害者更生施設は、第一項の計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する計画の見直しについて準用する。

(支援の方針)

第二十五条 知的障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。

2 入所者の支援は、入所者の支援に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 知的障害者更生施設の職員は、入所者の支援に当たつては、懇切丁寧を旨とし、入

	<p>所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 知的障害者更生施設は、その行う支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第二十六条 知的障害者更生施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>
<p>(作業指導)</p> <p>第15条 更生施設は、必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。</p>	<p>(作業指導)</p> <p>第二十七条 知的障害者更生施設は、必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。</p> <p>(指導、訓練等)</p> <p>第二十八条 知的障害者更生施設は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。</p>
<p>(生活指導等)</p> <p>第14条 更生施設は、入所者が日常生活におけるよい習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。</p>	<p>2 知的障害者更生施設は、入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。</p> <p>3 知的障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、入所者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。</p>
<p>2 入所者(通所による入所者を除く。)については、一週間に二回以上入浴をさせ、又は清拭を行わなければならない。</p>	<p>4 知的障害者更生施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。</p>

<p>(給食)</p> <p>第16条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>3 栄養士を置かない更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)第九条に規定する栄養指導員の指導を毎月一回以上受けなければならない。</p>	<p>5 知的障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の職員を従事させなければならない。</p> <p>6 知的障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該知的障害者更生施設の職員以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。</p> <p>(食事の提供)</p> <p>第二十九条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。</p> <p>2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>3 栄養士を置かない知的障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。</p>
<p>(健康管理等)</p> <p>第17条 入所者については、その入所時及び毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。</p>	<p>(健康管理)</p> <p>第三十条 知的障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。</p> <p>(入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第三十一条 知的障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該知的障害者更生施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。</p>
<p>第14条</p> <p>2 更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。</p>	<p>(社会生活上の便宜の供与等)</p> <p>第三十二条 知的障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p>

らない。

2 知的障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 知的障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(施設長の責務)

第三十三条 知的障害者更生施設の施設長は、当該知的障害者更生施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 知的障害者更生施設の施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(知的障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第三十四条 知的障害者更生施設が入所者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第 号)第十五条第一項及び第二項に掲げる支払については、この限りではない。

(勤務体制の確保等)

第三十五条 知的障害者更生施設は、入所者

に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 知的障害者更生施設は、当該知的障害者更生施設の職員によって支援を行わなければならない。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 知的障害者更生施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十六条 知的障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理)

第18条 入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第三十七条 知的障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 知的障害者更生施設は、当該知的障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三十八条 知的障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(秘密保持等)

第三十九条 知的障害者更生施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知的障害者更生施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第四十条 知的障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十一条 知的障害者更生施設は、入所者の支援により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 知的障害者更生施設は、入所者の支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(準用)

第四十二条 第十一条の規定は、知的障害者更生施設について準用する。ただし、読み替えるものとする。

第三章 知的障害者授産施設

第三章 知的障害者授産施設

(種類)

第四十三条 知的障害者授産施設は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 知的障害者入所授産施設 法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設であって、第二号に規定する知的障害者通所授産施設及び第三号に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 二 知的障害者通所授産施設 知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、第三号に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 三 知的障害者小規模通所授産施設 知的

障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、常時利用するものが二十人未満であるもの

(規模)

第20条 授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 通所施設である授産施設(小規模通所授産施設を除く。)二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 二 小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模
- 三 その他の授産施設 三十人以上の人員を入所させること(通所により入所させることを除く。)ができる規模

(設備の基準)

第19条 知的障害者授産施設(以下「授産施設」という。)のうち次項に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、通所施設にあっては、第一号、第二号、第四号、第十四号及び第十五号に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業室又は作業場
- 九 作業設備
- 十 更衣室
- 十一 調理室

(規模)

第四十四条 知的障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 知的障害者入所授産施設 三十人以上の人員(通所による入所者の数を除く。)を入所させることができる規模
- 二 知的障害者通所授産施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 三 知的障害者小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模

2 知的障害者授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。)は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であって入所者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

(知的障害者入所授産施設の設備の基準)

第四十五条 知的障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業室又は作業場
- 九 作業設備
- 十 更衣室
- 十一 調理室
- 十二 相談室
- 十三 運動場
- 十四 事務室

- 十二 事務室
- 十三 会議室
- 十四 宿直室
- 十五 指導員室
- 十六 相談室
- 十七 運動場

2 知的障害者小規模通所授産施設(通所施設である授産施設であって、常時利用する者が二十人未満であるものをいう。以下「小規模通所授産施設」という。)には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 静養室
- 二 食堂
- 三 洗面所
- 四 便所
- 五 作業室又は作業場

3 前項各号に掲げる設備のうち、食堂にあっては、静養室又は作業室若しくは作業場と兼ねることができる。

4 授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具を備えなければならない。

5 第一項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 作業室又は作業場
 - イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。
 - ロ 作業室には、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。
- 二 更衣室
 - 男子用と女子用を別に設けること。

6 第一項、第四項及び前項に規定するもののほか、授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものの設備の基準については、第九条第

- 十五 会議室
- 十六 宿直室
- 十七 指導員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 入所者(通所による入所者を除く。)一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
 - ニ 一以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ホ 入所者(通所による入所者を除く。)の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - ヘ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
 - ハ 男女別とすること。
 - ニ イ、ロ及びハに定めるもののほか、前号ロ及びニに定めるところによること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
 - 入所者の特性に応じたものであること。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用

二項(第五号を除く。)及び第三項の規定を準用する。

7 第二項、第三項及び第四項に規定するもののほか、小規模通所授産施設の設備の基準については、第五項第一号イの規定を準用する。

を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

八 作業室又は作業場

イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

ハ 作業室には、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。

九 作業設備

入所者の安全に配慮したものとすること。

十 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

十一 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

十二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十三 運動場

必要な備品を備えること。

十四 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。

ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

3 知的障害者入所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

(知的障害者通所授産施設の設備の基準)

第四十六条 知的障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 食堂

二 洗面所

三 便所

四 医務室

五 作業室又は作業場

- 六 作業設備
- 七 更衣室
- 八 調理室
- 九 相談室
- 十 運動場
- 十一 事務室
- 十二 会議室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所

入所者の特性に応じたものであること。

三 便所

イ 男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

ハ 作業室には、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。

六 作業設備

入所者の安全に配慮したものとすること。

七 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

八 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

	<p>十 運動場 必要な備品を備えること。</p> <p>十一 廊下幅 一・三五メートル以上とすること。 ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。</p> <p>3 知的障害者通所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。</p> <p>(知的障害者小規模通所授産施設の設備の基準)(略)</p> <p>(分場の設備の基準)</p> <p>第四十八条 分場の設備の基準は、第四十七条に規定する基準に準ずる。ただし、同条第一項第八号から第十二号までに掲げる設備は設けないことができる。</p>
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第21条 授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、通所施設にあっては、第三号及び第六号に掲げる職員を、入所人員(通所による入所者の数を除く。)が四十人以下の施設にあっては、第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>一 施設長 二 医師 三 保健婦又は看護婦 四 生活指導員 五 作業指導員 六 栄養士 七 調理員</p> <p>2 小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>一 施設長 二 生活指導員 三 作業指導員</p> <p>3 前項各号に掲げる職員のうち、施設長にあ</p>	<p>(知的障害者入所授産施設の職員の配置の基準)</p> <p>第四十九条 知的障害者入所授産施設のうちには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては、第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 施設長 一 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上 四 栄養士 一以上 五 調理員 一以上</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p>

<p>っては、生活指導員又は作業指導員と兼ねることができる。</p>	<p>3 第一項及び第七項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者入所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p>
<p>4 第一項各号に掲げる職員のうち、保健婦又は看護婦、生活指導員及び作業指導員の総数は、おおむね、次の各号に掲げる数の合計数以上でなければならない。</p> <p>一 入所者(通所による入所者を除く。)の数を四・三で除して得た数</p> <p>二 通所による入所者の数を七・五で除して得た数</p>	<p>4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>5 小規模通所授産施設の施設長は、知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。</p>	<p>5 第一項第三号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>6 第十一条第二項、第三項及び第五項の規定は、授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものについて準用する。</p>	<p>6 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>7 知的障害者入所授産施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。</p>	<p>7 知的障害者入所授産施設であつて、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。</p>
<p>8 知的障害者授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。</p>	<p>8 知的障害者授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。</p>
<p>(知的障害者通所授産施設の職員の配置の基準)</p> <p>第五十条 知的障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託するものにあつては、第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 施設長</p> <p>二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援</p>	<p>(知的障害者通所授産施設の職員の配置の基準)</p> <p>第五十条 知的障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託するものにあつては、第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 施設長</p> <p>二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援</p>

員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上

四 調理員 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者通所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 知的障害者通所授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(知的障害者小規模通所授産施設の職員の配置の基準)(略)

(分場の職員の配置基準)

第五十二条 知的障害者授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う第五十条第一号第三項に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。

2 知的障害者授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(授産種目等)

(授産活動)

<p>第22条 授産施設が与える職業(以下単に「職業」という。)の種目は、地域の実情、製品の需給状況等を考慮して選定しなければならない。</p>	<p>第五十三条 知的障害者授産施設の授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うものでなければならない。</p>
<p>2 授産施設は、職業に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。</p>	<p>2 知的障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。</p>
<p>(工賃の支払)</p>	<p>(工賃の支払)</p>
<p>第23条 授産施設は、職業に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p>	<p>第五十四条 知的障害者授産施設は、授産活動に従事している入所者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第24条 第七条の五、第八条及び第十二条から第十八条までの規定は、授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものについて準用する。</p>	<p>第五十五条 第十一条の規定は、第四十九条第一項第三号及び第五十条第三項の生活支援員について準用する。</p>
<p>2 第十四条第一項、第十五条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、小規模通所授産施設について準用する。</p>	<p>2 第十二条及び第二十一条から第四十一条までの規定は、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通所授産施設について準用する。</p>
<p>第四章 知的障害者通勤寮</p>	<p>第四章 知的障害者通勤寮</p>
<p>(規模)</p>	<p>(規模)</p>
<p>第26条 通勤寮は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p>	<p>第五十七条 知的障害者通勤寮は、二十人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。</p>
<p>(設備の基準)</p>	<p>(設備の基準)</p>
<p>第25条 知的障害者通勤寮(以下「通勤寮」という。)には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p>	<p>第五十六条 知的障害者通勤寮には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、娯楽室にあつては、食堂と兼ねることができる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 一 居室 二 静養室 三 食堂 四 浴室 五 洗面所 六 便所 七 調理室 	<ul style="list-style-type: none"> 一 居室 二 静養室 三 食堂 四 浴室 五 洗面所 六 便所

<p>八 洗濯場 九 娯楽室 十 事務室 十一 指導員室 十二 相談・指導室</p>	<p>七 調理室 八 相談・指導室 九 洗濯場 十 娯楽室 十一 事務室 十二 指導員室</p>
<p>2 前項各号に掲げる設備のうち、居室については一室の定員は二人以上四人以下を標準とする。</p> <p>3 第一項各号に掲げる設備のうち、娯楽室にあつては食堂と、指導員室にあつては事務室とそれぞれ兼ねることができる。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、第一項に掲げる設備の基準については、第九条第二項(第一号口を除く。)を準用する。</p>	<p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は四人以下とすること。</p> <p>ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上であること</p> <p>二 静養室</p> <p>イ 寝台又はこれに変わる設備を備えること。</p> <p>ロ 男女別とすること。</p> <p>三 食堂</p> <p>イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。</p> <p>ロ 必要な備品を備えること。</p> <p>四 浴室</p> <p>入所者の特性に応じたものとする。</p> <p>五 洗面所</p> <p>イ 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>ロ 入所者の特性に応じたものとする。</p> <p>六 便所</p> <p>イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。</p> <p>ロ 入所者の特性に応じたものとする。</p> <p>七 相談・指導室</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>八 娯楽室</p> <p>必要な備品を備えること。</p> <p>3 前項各号に掲げる設備のうち、娯楽室にあつては食堂と、指導員室にあつては事務室とそれぞれ兼ねることができる。</p>

(職員の配置の基準)

第27条 通勤寮には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 寮長
- 二 嘱託医
- 三 生活指導員

2 生活指導員の総数は二人以上でなければならない。

(生活指導)

第28条 通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。

(健康管理の指導)

第29条 通勤寮は、常に利用者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。

(準用)

第30条 第七条の五、第十二条及び第十八条の

4 前三項に規定するもののほか、第一項に掲げる設備の基準については、第十条第二項(第一号口を除く。)を準用する。

(職員の配置基準)

第五十八条 通勤寮には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 寮長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 生活支援員 常勤換算方法で二以上

2 前項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者通勤寮において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

3 第一項第一号の寮長は、常勤の者でなければならない。

4 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は常勤の者でなければならない。

5 知的障害者通勤寮は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(生活指導)

第五十九条 知的障害者通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。

(健康管理の指導)

第六十条 知的障害者通勤寮は、常に入所者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。

(運営規程)

第六十一条 知的障害者通勤寮は、次に掲げ

規定は、通勤寮について準用する。

る施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の種類、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(準用)

第六十一条 第十一条、第十四条、第二十七条、第二十八条第二項及び第三項、第二十九条から第三十六条の規定(第三十条除く)は、通勤寮について準用する。

第五章 知的障害者福祉ホーム(略)

第五章 知的障害者福祉ホーム(略)

最低基準改正案	指定基準（案）
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項の規定による身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設及び指定特定身体障害者授産施設（次条第十号において「指定身体障害者更生施設等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第十七条の二十六の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 指定身体障害者更生施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する身体障害者更生施設であって、次のイからニまでに掲げるものをいう。</p> <p>イ 指定肢体不自由者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるもの。</p> <p>ロ 指定視覚障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるもの。</p> <p>ハ 指定聴覚・言語障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。）を入所させるもの。</p> <p>二 指定内部障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるもの。</p> <p>ニ 指定身体障害者療護施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設をいう。</p> <p>三 指定特定身体障害者授産施設 法第十七</p>

条の二十四の規定により都道府県知事が指定する特定身体障害者授産施設であって、イ及びロに掲げるものをいう。

イ 指定特定身体障害者入所授産施設
指定特定身体障害者授産施設のうちロを除いたもの。

ロ 指定特定身体障害者通所授産施設
指定特定身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

四 指定施設支援 法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援をいう。

五 施設訓練等支援費の額 法第十七条の十第二項に規定する施設訓練等支援費の額をいう。

六 施設利用者負担額 法第十七条の十第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。七 身体障害程度区分 法第十七条の十第三項に規定する身体障害程度区分をいう。

八 支給期間 法第十七条の十一第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間をいう。

九 法定代理受領 法第十七条の十一第八項の規定により指定施設支援に要した費用が施設支給決定身体障害者（法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）に代わり当該指定施設に支払われることをいう。

十 常勤換算方法 指定身体障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数の総数を当該指定身体障害者更生施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定身体障害者更生施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第二章 指定身体障害者更生施設

第一節 基本方針

（基本方針）

第三条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、治療又は指導及びその更生に必要な訓練を適切に行うものでなければ

（基本方針）

第二条 身体障害者更生援護施設は、入所者又は利用者（以下この章において「入所者等」という。）に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、健全な環境の

下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うように努めなければならない。

3 身体障害者更生援護施設は、できるだけ居室に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、身体障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第三条 身体障害者更生援護施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉センター（第六十条に規定する障害者更生センターを除く。）を除く。）の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

（設備の専用）

第四条 身体障害者更生援護施設の設備は、専ら当該身体障害者更生援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の専従）

第五条 身体障害者更生援護施設の職員は、専

ならない。

2 指定身体障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、できる限り居室に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第四条の二第五項に規定する身体障害者居室生活支援事業を行う者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

ら当該身体障害者更生援護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第六条 身体障害者更生援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第七条 身体障害者更生援護施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、入所者の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

(苦情への対応)

第八条 身体障害者更生援護施設は、その行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 身体障害者更生援護施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

第二章 身体障害者更生施設

(種類)

第九条 身体障害者更生施設は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 肢体不自由者更生施設 身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるもの。
- 二 視覚障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるもの。
- 三 聴覚・言語障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者(聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。以下同じ。)を入所させるもの。
- 四 内部障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるもの。

(規模)

第十条 身体障害者更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(肢体不自由者更生施設の職員の配置基準)

第十二条 肢体不自由者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員
- イ 入所者の数が五十を超えない肢体不自由者更生施設にあつては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
- ロ 入所者の数が五十を超える肢体不自由者更生施設にあつては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判

第二節 人員に関する基準

(指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数)

第四条 指定肢体不自由者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員
- イ 入所者の数が五十を超えない指定肢体不自由者更生施設にあつては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
- ロ 入所者の数が五十を超える指定肢体不自由者更生施設にあつては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職

<p>定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>八 理学療法士 常勤換算方法で一以上 二 作業療法士 常勤換算方法で一以上 四 栄養士 一以上</p>	<p>能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>八 理学療法士 常勤換算方法で一以上 二 作業療法士 常勤換算方法で一以上 三 栄養士 一以上</p>
<p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p>	<p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>
<p>3 第一項及び第八項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該肢体不自由者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>3 指定肢体不自由者更生施設の従業者は、専ら当該指定肢体不自由者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
<p>4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p>	
<p>5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>8 肢体不自由者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。</p>	<p>7 指定肢体不自由者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。</p>
<p>9 肢体不自由者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。</p>	<p>8 指定肢体不自由者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。</p>

(視覚障害者更生施設の職員の配置基準)

第十三条 視覚障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長 一
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が五十を超えない視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
 - ロ 入所者の数が五十を超える視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第九項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該視覚障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(指定視覚障害者更生施設の従業者の員数)

第五条 指定視覚障害者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護師、職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が五十を超えない指定視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
 - ロ 入所者の数が五十を超える指定視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定視覚障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定視覚障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第三号の職業指導員又は生活支援員のうち、一人以上は、点字の指導を行うことができる者でなければならない。

9 視覚障害者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。

10 視覚障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(聴覚・言語障害者更生施設の職員の配置基準)

第十四条 聴覚・言語障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 施設長

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が、五十を超えない聴覚・言語障害者更生施設にあつては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える聴覚・言語障害者更生施設にあつては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

7 指定視覚障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。

8 指定視覚障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者の員数)

第六条 指定聴覚・言語障害者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が五十を超えない指定聴覚・言語障害者更生施設にあつては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定聴覚・言語障害者更生施設にあつては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 栄養士 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第一項及び第九項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該聴覚・言語障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、口話又は手話の指導を行うことができる者でなければならない。
- 9 聴覚・言語障害者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 10 聴覚・言語障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(内部障害者更生施設の職員の配置基準)

第十五条 内部障害者更生施設には、次の各号

三 栄養士 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定聴覚・言語障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 指定聴覚・言語障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 8 指定聴覚・言語障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定内部障害者更生施設の従業者の員数)

第七条 指定内部障害者更生施設に置くべき従

に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにおいては、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が、五十を超えない内部障害者更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六以上

ロ 入所者の数が五十を超える内部障害者更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

八 保健師又は看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が五十を超えない内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が五十を超えて百を超えない内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百を超えて百四十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第十項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該内部障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにおいては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が五十を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定内部障害者更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

八 保健師又は看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が五十を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が五十を超えて百を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百を超えて百四十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定内部障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定内部障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項二号の医師のうち心臓の機能に障害のある者を入所させるものに置かれる医師は、心臓疾患の治療に関して相当の学識経験を有する者でなければならない。

6 第一項三号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

9 第一項三号の生活支援員は、法第十二条各号のいずれかに該当する者又は社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

10 内部障害者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。

11 内部障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(職員の資格要件)

第十六条 身体障害者更生施設の施設長は、医師、特殊教育諸学校(盲学校、聾ろう学校又は養護学校をいう。以下この条において同じ。)の長であつた者、特殊教育諸学校の教育職員の免許状を有する者であつて当該分野における三年以上の福祉若しくは教育の経験を有するもの、身体障害者福祉司若しくは社

4 第一項二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 指定内部障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。

8 指定内部障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第十一条 身体障害者更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 洗濯室
- 十 相談室
- 十一 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
- 二 八 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
- 三 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第八条 指定身体障害者更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
 - 入所者の特性に応じたものであること。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 七 医務室
 - 治療に必要な機械器具等を備えること。
- 八 相談室
 - 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 九 廊下幅
 - 二・二メートル以上とすること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

八 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

3 肢体不自由者更生施設には、第一項に掲げる設備のほか、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

4 視覚障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室、図書室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

5 聴覚・言語障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

6 内部障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室及び講堂を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

2 指定肢体不自由者更生施設には、前項各号に掲げる設備のほか、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 指定視覚障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室、図書室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

4 指定聴覚・言語障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

5 指定内部障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室及び講堂を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

- 7 前各項に規定するもののほか、身体障害者更生施設の設備の基準は次に定めるところによる。
- 一 肢体不自由者更生施設及び視覚障害者更生施設には、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。
 - 二 内部障害者更生施設には、適当な場所に汚物処理設備を設けること。

(入退所)

- 6 前各項に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明)

第九条 指定身体障害者更生施設は、施設支給決定身体障害者が指定施設支援の利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、入所者の心身の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受給資格等の確認)

第十条 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供を求められた場合は、その者の提示する施設受給者証によって、施設支給決定の有無、支給期間、身体障害程度区分等を確かめなければならない。

(入退所)

第十一条 指定身体障害者更生施設は、正当な理由なく、指定施設支援の提供を拒んではならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

<p>第十七条 身体障害者更生施設は、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>3 指定身体障害者更生施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>2 身体障害者更生施設は、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。</p>	<p>4 指定身体障害者更生施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。</p>
<p>3 身体障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。</p>	<p>5 指定身体障害者更生施設は、入所者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所者の居住地の市町村に連絡しなければならない。</p>
<p>4 前項の検討に当たっては、看護師、生活支援員等の職員の間で協議しなければならない。</p>	<p>6 指定身体障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。</p>
<p>5 身体障害者更生施設は、心身の状況等に照らして、法第四条の二第一項に規定する身体障害者居宅支援等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勸案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>7 前項の検討に当たっては、看護師、生活支援員等の従業者の間で協議しなければならない。</p>
<p>3 身体障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。</p>	<p>8 指定身体障害者更生施設は、心身の状況等に照らして、指定居宅支援等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勸案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p>
	<p>(施設訓練等支援費支給の申請に係る援助) 第十二条 指定身体障害者更生施設は、施設支給決定を受けていない者から入所の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえ、速やかに施設訓練等支援費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定身体障害者更生施設は、施設支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申</p>

請について、必要な援助を行わなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第十三条 指定身体障害者更生施設は、入所又は退所に際しては、当該指定施設支援の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「施設受給者証記載事項」という。）を、その者の施設受給者証に記載しなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、前項に規定する施設受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、入所者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(身体障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十八条 身体障害者更生施設が入所者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第 号）第十五条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

(指定身体障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十四条 指定身体障害者更生施設が指定施設支援を提供する入所者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

(施設利用者負担額等の受領)

第十五条 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援を提供した際は、入所者又はその扶養義務者から施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定身体障害者更生施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、前

項に掲げる施設利用者負担額のほか、入所者から法第十七条の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

3 指定身体障害者更生施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。

4 指定身体障害者更生施設は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を入所者に対し交付しなければならない。

5 指定身体障害者更生施設は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(施設訓練等支援費の額に係る通知)

第十六条 指定身体障害者更生施設は、市町村から指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合は、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知しなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定施設支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定施設支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(支援の方針)

第二十条 身体障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。

2 入所者の支援は、入所者の支援に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

(指定施設支援の取扱方針)

第十七条 指定身体障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

3 身体障害者更生施設の職員は、入所者の支援に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入所者の支援に関する計画等)

第十九条 身体障害者更生施設は、入所者の支援に関する具体的な内容を決定するとともに、その円滑な実施を図るため、その心身の状況、その置かれている環境及びその者の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の支援に関する計画を作成しなければならない。

2 身体障害者更生施設は、前項の規定による計画の作成に当たって、施設の職員による会議を開かなければならない。

3 身体障害者更生施設は、第一項の計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する計画の見直しについて準用する。

5 身体障害者更生施設は、その行う支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第二十一条 身体障害者更生施設は、常に入所者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し

2 指定身体障害者更生施設の従業者は、指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、その提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設支援計画の作成等)

第十八条 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たって、入所者に対して当該施設支援の提供に係る計画(以下「施設支援計画」という。)を作成するとともに、当該施設支援計画に基づき、適切に指定施設支援を提供しなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、前項の規定による施設支援計画の作成に当たって、入所者に対し、当該施設支援計画について説明するとともに、その同意を得なければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、第一項の規定による施設支援計画の作成に当たって、施設支援計画の作成に係る会議を開かなければならない。

4 指定身体障害者更生施設は、施設支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する施設支援計画の見直しについて準用する。

(相談及び援助)

第十九条 指定身体障害者更生施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に

、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第二十二條 身体障害者更生施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 身体障害者更生施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 身体障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、入所者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

4 身体障害者更生施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

5 身体障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の職員を従事させなければならない。

6 身体障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者更生施設の職員以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十三條 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うなければならない。

3 栄養士を置かない身体障害者更生施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理

対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第二十條 指定身体障害者更生施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、入所者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

4 指定身体障害者更生施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

5 指定身体障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の従業者を従事させなければならない。

6 指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定身体障害者更生施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十一條 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うなければならない。

3 栄養士を置かない指定身体障害者更生施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び

の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十六条 身体障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 身体障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 身体障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第二十四条 身体障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十五条 身体障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定身体障害者更生施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十二条 指定身体障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第二十三条 指定身体障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十四条 指定身体障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定身体障害者更生施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十五条 指定身体障害者更生施設は、入所者が偽りその他不正な行為によって施設訓練等支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者による管理)

第二十六条 指定身体障害者更生施設の管理者は、専ら当該指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定身体障害者更生施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第二十七条 指定身体障害者更生施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定身体障害者更生施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十八条 指定身体障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十四条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員

イ 入所定員

- ロ 通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額

- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十九条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の従業者によって指定施設支援を提供しなければならない。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務につい

(施設長の責務)

第二十七条 身体障害者更生施設の施設長は、当該身体障害者更生施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 身体障害者更生施設の施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第十八条 身体障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 定員

イ 入所定員

- ロ 通所による入所者の支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
- 四 入所者の支援の内容及び入所者から受領する費用の額

- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十九条 身体障害者更生施設は、入所者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 身体障害者更生施設は、当該身体障害者更生施設の職員によって支援を行わなければならない。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない

<p>。</p> <p>3 身体障害者更生施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第三十条 身体障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十一条 身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 身体障害者更生施設は、当該身体障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(協力医療機関)</p> <p>第三十二条 身体障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p>	<p>ては、この限りでない。</p> <p>3 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第三十条 指定身体障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第三十一条 指定身体障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十二条 指定身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(協力医療機関)</p> <p>第三十三条 指定身体障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十四条 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
--	--

(秘密保持等)

第三十三条 身体障害者更生施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 身体障害者更生施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

ない。

(秘密保持等)

第三十五条 指定身体障害者更生施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定身体障害者更生施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第三十六条 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設に入所しようとする者が、適切かつ円滑に入所することができるように、当該指定身体障害者更生施設に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第三十七条 指定身体障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関し、法第十七条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者

等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 指定身体障害者更生施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第三十四条 身体障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十五条 身体障害者更生施設は、入所者の支援により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 身体障害者更生施設は、入所者の支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(地域との連携等)

第三十八条 指定身体障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十九条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十条 指定身体障害者更生施設は、指定身体障害者更生施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十一条 指定身体障害者更生施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定施設支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

第三章 身体障害者療護施設

第3章 指定身体障害者療護施設

(規模)

第三十六条 身体障害者療護施設は、三十人以上(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、十人以上)の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置基準)

第三十七条 身体障害者療護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない身体障害者療護施設にあっては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- イ 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を二・二で除し

第1節 基本方針

(基本方針)

第四十二条 指定身体障害者療護施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、治療及び養護を適切に行わなければならない。

- 2 指定身体障害者療護施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。
- 3 指定身体障害者療護施設は、できるかぎり居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、身体障害者居宅生活支援事業者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十三条 指定身体障害者療護施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- イ 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を二・二で除し

<p>て得た数以上</p> <p>□ 看護師の数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 入所者の数が五十を超えない身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、二以上</p> <p>(2) 入所者の数が五十を超えて六十を超えない身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、三以上</p> <p>(3) 入所者の数が六十を超えて八十を超えない身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、四以上</p> <p>(4) 入所者の数が八十を超えて百五十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、五以上</p> <p>(5) 入所者の数が百五十を超えて百八十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、六以上</p> <p>八 理学療法士又は作業療法士の数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 入所者の数が百を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、一以上</p> <p>(2) 入所者の数が百を超える施設にあっては、常勤換算方法で、二以上</p>	<p>て得た数以上</p> <p>□ 看護師の数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 入所者の数が五十を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、二以上</p> <p>(2) 入所者の数が五十を超えて六十を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、三以上</p> <p>(3) 入所者の数が六十を超えて八十を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、四以上</p> <p>(4) 入所者の数が八十を超えて百五十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、五以上</p> <p>(5) 入所者の数が百五十を超えて百八十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、六以上</p> <p>八 理学療法士又は作業療法士の数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 入所者の数が百を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、一以上</p> <p>(2) 入所者の数が百を超える施設にあっては、常勤換算方法で、二以上</p>
<p>四 栄養士 一以上</p>	<p>三 栄養士 一以上</p>
<p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p>	<p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>
<p>3 第一項及び第七項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該身体障害者療護施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>3 指定身体障害者療護施設の従業者は、専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
<p>4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p>	
<p>5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>6 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>5 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>

7 身体障害者療護施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三項に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を四で除して得た数以上とする。

8 身体障害者療護施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(職員の資格要件)

第三十九条 施設長は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活支援員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第三十七条 身体障害者療護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者療護施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所

6 指定身体障害者療護施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を四で除して得た数以上とする。

7 指定身体障害者療護施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第四十四条 指定身体障害者療護施設の設備の基準は次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- 八 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 二 静養室
 - イ 前号八に定めるところによること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
- 三 食堂

- 七 医務室
- 八 機能訓練室
- 九 調理室
- 十 洗濯室
- 十一 相談室
- 十二 集会室
- 十三 看護職員室
- 十四 介護職員室
- 十五 事務室
- 十六 宿直室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ニ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 入所者の身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室

イ 前号二及びへに定めるところによること。

ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

八 機能訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 集会室

必要な備品を備えること。

十一 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

2 前項に規定するもののほか、指定身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二 居室、静養室、便所その他入所者が日常生活において使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者療護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

別に設けること。

□ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

□ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

八 機能訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 集会室

必要な備品を備えること。

十一 介護職員室

居室ある階ごとに居室に近接して設けること。

十二 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

3 前項に規定するものほか、身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二 居室、静養室、便所その他入所者が日常使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 居室等が二階以上の階にある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。

四 適当な場所に汚物処理設備を設けること。

（指導、訓練等）

第四十条 身体障害者療護施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 身体障害者療護施設は、入所者が社会生活

第4節 運営に関する基準

（指導、訓練等）

第四十五条 指定身体障害者療護施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定身体障害者療護施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を

への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 身体障害者療護施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を維持し、機能の減退を防止するための訓練を行わなければならない。

4 身体障害者療護施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 身体障害者療護施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の職員に従事させなければならない。

6 身体障害者療護施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者療護施設の職員以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(衛生管理等)

第四十一条 身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 身体障害者療護施設は、当該身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第四十二条 第十七条から第三十五条までの規定(第二十二条及び第三十一条を除く。)は、身体障害者療護施設について準用する。

第四章 身体障害者福祉ホーム(略)

第五章 身体障害者授産施設

通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定身体障害者療護施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を維持し、機能の減退を防止するための訓練を行わなければならない。

4 指定身体障害者療護施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 指定身体障害者療護施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の従業者に従事させなければならない。

6 指定身体障害者療護施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者療護施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(衛生管理等)

第四十六条 指定身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 指定身体障害者療護施設は、当該指定身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(準用)

第四十七条 第九条から第十九条まで、第二十一条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十一条までの規定は、指定身体障害者療護施設について準用する。

第4章 指定特定身体障害者授産施設

(種類)

第四十七条 身体障害者授産施設は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 身体障害者入所授産施設 法第三十一条に規定する身体障害者授産施設であって、第二号に規定する身体障害者通所授産施設及び第三号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 二 身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、第三号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 三 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、常時利用する者が二十人未満であるもの

(規模)

第四十八条 身体障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 身体障害者入所授産施設 三十人以上の人員(通所による入所者の数を除く。)を入所させることができる規模
- 二 身体障害者通所授産施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 三 身体障害者小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模

2 身体障害者授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。)は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であって入所者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十八条 指定特定身体障害者授産施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならない。

- 2 指定特定身体障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。
- 3 指定特定身体障害者授産施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、身体障害者居宅生活支援事業者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

(身体障害者入所授産施設の職員の配置の基準)

第五十三条 身体障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 看護師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が三十の身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五以上

ロ 入所者の数が三十を超える身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五に、入所者の数が三十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 看護師の数は、次のとおりとすること。

- (1) 入所者の数が九十を超えない身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 入所者の数が九十を超えて、百三十を超えない身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(指定特定身体障害者入所授産施設の従業者の員数)

第四十九条 指定特定身体障害者入所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が三十の指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五以上

ロ 入所者の数が三十を超える指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五に、入所者の数が三十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 看護師の数は、次のとおりとすること。

- (1) 入所者の数が九十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 入所者の数が九十を超えて、百三十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、

<p>(3) 入所者の数が百三十を超えて、百六十を超えない身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で、三以上</p> <p>四 栄養士 一以上</p>	<p>二以上</p> <p>(3) 入所者の数が百三十を超えて、百六十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で、三以上</p> <p>三 栄養士 一以上</p>
<p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p>	<p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>
<p>3 第一項及び第八項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該身体障害者入所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>3 指定特定身体障害者入所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
<p>4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p>	
<p>5 第一項第一号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>4 第一項第一号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>6 第一項の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>5 第一項第一号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>7 第一項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>6 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>8 身体障害者入所授産施設（視覚障害者又は聴覚・言語障害者を入所させるものに限る。）に置かれる生活支援員のうち、一人以上は、点字又は口話若しくは手話を解することができる者でなければならない。</p>	
<p>9 身体障害者入所授産施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を十で除して得た数以上とする。</p>	<p>7 指定特定身体障害者入所授産施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を十で除して得た数以上とする。</p>
<p>10 身体障害者入所授産施設は、支援を行う</p>	<p>8 指定特定身体障害者入所授産施設は、指定</p>

入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(身体障害者通所授産施設の職員の配置の基準)

第五十四条 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 職業指導員及び生活支援員
- イ 入所者の数が二十の身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二以上
- ロ 入所者の数が二十を超える身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二に、入所者の数が二十を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該身体障害者通所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定特定身体障害者通所授産施設の従業者の員数)

第五十条 指定特定身体障害者通所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 職業指導員及び生活支援員
- イ 入所者の数が、二十の指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二以上
- ロ 入所者の数が、二十を超える指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二に、入所者の数が二十を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定特定身体障害者通所授産施設の職員は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 身体障害者通所授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(身体障害者小規模通所授産施設の職員の配置の基準)(略)

(分場の職員の配置基準)

第五十六条 身体障害者授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う第五十四条第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。

2 身体障害者授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(身体障害者入所授産施設の設備の基準)

第四十九条 身体障害者入所授産施設には、次

6 指定特定身体障害者通所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(分場を設置する指定特定身体障害者授産施設の従業者の員数)

第五十一条 指定特定身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって利用者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する前条第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。

2 指定特定身体障害者授産施設は、指定施設支援を提供する入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第3節 設備に関する基準

(指定特定身体障害者入所授産施設の設備)

第五十二条 指定特定身体障害者入所授産施設

の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者入所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業室又は作業場
- 九 更衣室
- 十 調理室
- 十一 洗濯室
- 十二 相談室
- 十三 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
- 八 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
- 二 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
 - 入所者の特性に応じたものであること。

の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
 - 入所者の特性に応じたものであること。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 七 医務室
 - 治療に必要な機械器具等を備えること。
- 八 作業室又は作業場
 - イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。
 - ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
- 九 更衣室
 - 男子用と女子用を別に設けること。
- 十 相談室
 - 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 十一 集会室
 - 必要な備品を備えること。
- 十二 廊下幅
 - 二・二メートル以上とすること。

五 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

- イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

八 作業室又は作業場

- イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。
- ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

九 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

十 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

十一 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十二 集会室

必要な備品を備えること。

十三 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

3 第一項各号に掲げる設備のうち、静養室にあっては、医務室を兼ねることができる。

4 身体障害者入所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

(身体障害者通所授産施設の設備の基準)

第五十条 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、

2 前項に掲げる設備のうち、静養室にあっては、医務室を兼ねることができる。

3 指定特定身体障害者入所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

4 第一項及び第三項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定特定身体障害者通所授産施設の設備)

第五十三条 指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

一 食堂兼集会室

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所

入所者の特性に応じたものであること。

次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 食堂兼集会室
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 医務室兼静養室
- 五 作業室又は作業場
- 六 更衣室
- 七 調理室
- 八 相談室
- 九 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 食堂兼集会室
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 二 洗面所
 - 入所者の特性に応じたものであること。
- 三 便所
 - イ 男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること
- 四 医務室兼静養室
 - イ 治療に必要な機械器具等を備えること。
 - ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 五 作業室又は作業場
 - イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。
 - ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
- 六 更衣室
 - 男子用と女子用を別に設けること。
- 七 調理室
 - 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 八 相談室
 - 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 九 廊下幅
 - 二・二メートル以上とすること。

三 便所

- イ 男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること

四 医務室兼静養室

- イ 治療に必要な機械器具等を備えること。
- ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

- イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。
- ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

六 更衣室

- 男子用と女子用を別に設けること。

七 相談室

- 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅

- 二・二メートル以上とすること。

3 指定特定身体障害者通所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

4 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 身体障害者通所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

(身体障害者小規模通所授産施設の設備の基準)(略)

(分場の設備の基準)

第五十二条 分場の設備の基準は、第五十条に規定する基準に準ずる。

(運営規程)

第五十七条 身体障害者授産施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 定員
 - イ 入所定員
 - ロ 通所による入所者の支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
 - ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員
- 四 入所者に対する支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(作業指導)

第五十八条 身体障害者授産施設は、必要に応じて、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。

(授産活動)

第五十九条 身体障害者授産施設が行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うものでなければならない。

2 身体障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(分場の基準)

第五十四条 分場の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第五十五条 指定特定身体障害者授産施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員
 - イ 入所定員
 - ロ 通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
 - ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(作業指導)

第五十六条 指定特定身体障害者授産施設は、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。

(授産活動)

第五十七条 指定特定身体障害者授産施設が行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行わなければならない。

2 指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

らない。

(工賃の支払)

第六十条 身体障害者授産施設は、授産活動に従事している入所者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第六十一条 第十六条から第三十五条までの規定(第十八条を除く。)は、身体障害者入所授産施設及び身体障害者通所授産施設について準用する。

第六章 身体障害者福祉センター(略)

第七章 補装具製作施設(略)

第八章 盲導犬訓練施設(略)

第九章 視聴覚障害者情報提供施設(略)

(工賃の支払)

第五十八条 指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第五十九条 第九条から第二十七条まで及び第二十九条から第四十一条までの規定は、指定特定身体障害者授産施設について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(身体障害者更生施設の経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。)について、第八条第一項第一号口及び同項第九号の規定を適用する場合には、同項第一号口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、同項第九号中「二・二メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物については、当分の間、第八条第二項から第四項までの集会室を置かないことができる。

(身体障害者療護施設の経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する身体障

害者療護施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第四十四条第一項第一号口の規定を適用する場合には、「九・九平方メートル」とあるのは「六・六平方メートル」とする。

（身体障害者入所授産施設の経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。）について、第五十二条第一項第一号口及び同項第十二号の規定を適用する場合には、同項第一号口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、同項第十二号中「二・二メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する身体障害者授産施設の建物については、当分の間、第五十二条第一項第七号の医務室を置かないことができる。

（身体障害者通所授産施設の経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に存する身体障害者通所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第五十三条第一項第八号の規定を適用する場合には、「二・二メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

>

知的最低基準改正案（案）	知的指定基準（案）
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第二十一条第一項の規定による知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮（次条第十項において「指定知的障害者更生施設等」という。）に係る知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の二十六の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定知的障害者更生施設 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する知的障害者更生施設であって、次のイ及びロに掲げるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> イ 指定知的障害者入所更生施設 指定知的障害者更生施設のうち口を除いたもの。 ロ 指定知的障害者通所更生施設 指定知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。 二 指定特定知的障害者授産施設 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する特定知的障害者授産施設であって、イ及びロに掲げるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> イ 指定特定知的障害者入所授産施設 指定特定知的障害者授産施設のうち口を除いたもの。 ロ 指定特定知的障害者通所授産施設 指定特定知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。 三 指定知的障害者通勤寮 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する知的障害者通勤寮をいう。 四 指定施設支援 法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援をいう。

- 五 施設訓練等支援費の額 法第十五条の十一第二項に規定する施設訓練等支援費の額をいう。
- 六 施設利用者負担額 法第十五条の十一第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- 七 知的障害程度区分 法第十五条の十二第三項第二号に規定する知的障害程度区分をいう。
- 八 支給期間 法第十五条の十一第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間をいう。
- 九 法定代理受領 法第十五条の十二第八項の規定により指定施設支援に要した費用が施設支給決定知的障害者（法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）に代わり当該指定施設に支払われることをいう。
- 十 常勤換算方法 指定知的障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数の総数を当該指定知的障害者更生施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定知的障害者更生施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第二章 指定知的障害者更生施設

第一節 基本方針

（基本方針）

第二条 知的障害者援護施設の設置者は、入所者又は利用者（以下この章において「入所者等」という。）に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、良好な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 知的障害者援護施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うように努めなければならない。

3 知的障害者援護施設は、できる限り居宅に

（基本方針）

第三条 指定知的障害者更生施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものでなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、できる限り居

近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、知的障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第三条 知的障害者援護施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等入所者等の保健衛生に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

2 知的障害者援護施設の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

（設備の専用）

第四条 知的障害者援護施設の設備は、専ら当該援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（職員の専従）

第五条 知的障害者援護施設の職員は、専ら当該援護施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（非常災害対策）

第六条 知的障害者援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかななければならない。

2 知的障害者援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練

宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第四条第六項に規定する知的障害者居宅生活支援事業を行う者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

を行わなければならない。

(記録の整備)

第七条 知的障害者援護施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 知的障害者援護施設は、入所者の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

(苦情への対応)

第八条 知的障害者援護施設は、その行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知的障害者援護施設は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 知的障害者援護施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

第二章 知的障害者デイサービスセンター (略)

第三章 知的障害者更生施設

(施設の敷地面積)

第十二条 知的障害者更生施設の敷地面積は、原則として建築面積の三倍以上でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

(種類)

第十三条 知的障害者更生施設は、次の各号に掲げるものをいう。

一 知的障害者入所更生施設 法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設であっ

て次号に規定する知的障害者通所更生施設以外のもの。

- 二 知的障害者通所更生施設 知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

(規模)

第十四条 知的障害者更生施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 知的障害者入所更生施設 三十人以上(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条に規定する知的障害児施設(児童福祉施設最低基準(昭和三十二年厚生省令第六十三号)第四十八条第二号に規定する自閉症児施設を除く。)又は同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設(同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。))に併設する場合にあっては、十人以上)の人員(通所による入所者の数を除く。)を入所させることができる規模
- 二 知的障害者通所更生施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模

- 2 知的障害者更生施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であって、利用者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

(知的障害者入所更生施設の設備の基準)

第十五条 知的障害者入所更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業指導室又は作業指導場

第三節 設備に関する基準

(指定知的障害者入所更生施設の設備)

第七条 指定知的障害者入所更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
- 八 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないよ

<p>九 調理室 十 相談室 十一 運動場 十二 事務室 十三 会議室 十四 宿直室 十五 指導員室</p>	<p>うに遮断できるものであること。 二 静養室 イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ロ 医務室に近接して設けること。 八 男女別とすること。</p>
<p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室 イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。 ロ 地階に設けてはならないこと。 ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。 ニ 一以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ホ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。 ヘ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。</p> <p>二 静養室 イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ロ 医務室に近接して設けること。 ハ 男女別とすること。 ニ イ、ロ及びハに定めるもののほか、前号ロ及びニに定めるところによること。</p> <p>三 食堂 イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。 ロ 必要な備品を備えること。</p> <p>四 浴室 入所者の特性に応じたものであること。</p> <p>五 洗面所 イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 入所者の特性に応じたものであること。</p> <p>六 便所 イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を</p>	<p>三 食堂 イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。 ロ 必要な備品を備えること。</p> <p>四 浴室 入所者の特性に応じたものであること。</p> <p>五 洗面所 イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 入所者の特性に応じたものであること。</p> <p>六 便所 イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。 ロ 入所者の特性に応じたものであること。</p> <p>七 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>八 作業指導室又は作業指導場 イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。 ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。 ハ 指導に必要な器具を備えること。</p> <p>九 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>十 運動場 必要な備品を備えること。</p> <p>十一 廊下幅 一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けなければならない。</p>

別に設けること。

- 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

八 作業指導室又は作業指導場

- イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

- 指導を行うために必要な広さを有すること。

- 八 指導に必要な器具を備えること。

九 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

十 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十一 運動場

必要な備品を備えること。

十二 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

- 3 前項各号に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けるなければならない。

(知的障害者通所更生施設の設備の基準)

第十六条 知的障害者通所更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 食堂
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 医務室
- 五 作業指導室又は作業指導場
- 六 調理室
- 七 相談室
- 八 運動場
- 九 事務室
- 十 会議室

- 3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者入所更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定知的障害者通所更生施設の設備)

第八条 指定知的障害者通所更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - 必要な備品を備えること。
- 二 洗面所
 - 入所者の特性に応じたものであること。
- 三 便所
 - イ 男子用と女子用を別に設けること。
 - 入所者の特性に応じたものであること。

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所

入所者の特性に応じたものであること。

三 便所

イ 男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を設けること。

五 作業指導室又は作業指導場

イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。

ハ 指導に必要な器具を備えること。

六 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 運動場

必要な備品を備えること。

九 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

3 前項各号に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けなければならない。

(分場の設備の基準)

第十七条 分場の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。ただし、前条第一項第六号から第十号までに掲げる設備は設けないこと

四 医務室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を設けること。

五 作業指導室又は作業指導場

イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。

ハ 指導に必要な器具を備えること。

六 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

七 運動場

必要な備品を備えること。

八 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

2 前項に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けなければならない。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者通所更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(分場の設備の基準)

第九条 分場の設備は、前条に規定する基準に準ずる。ただし、前条第一項六号及び第七号の設備は設けないことができる。

ができる。

(知的障害者入所更生施設の職員の配置基準)

第十八条 知的障害者入所更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては、第五号の調理員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上
- 四 栄養士 一以上
- 五 調理員 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第九項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者入所更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の医師は、知的障害者の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 第一項第三号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第三号の作業指導員は、その指導す

第二節 人員に関する基準

(指定知的障害者入所更生施設の従業者の員数)

第四条 指定知的障害者入所更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上
- 三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定知的障害者入所更生施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者入所更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

る業務について相当の経験及び技能を有する者でなければならない。

9 女子を入所させる知的障害者入所更生施設にあっては、生活支援員のうち少なくとも一人は、女子でなければならない。

10 知的障害者入所更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにおいては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。

11 知的障害者入所更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(知的障害者通所更生施設の職員の配置基準)
第十九条 知的障害者通所更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託するものにおいては、第四号の調理員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上
- 四 調理員 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者通所更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の

6 指定知的障害者入所更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。

7 指定知的障害者入所更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定知的障害者通所更生施設の従業者の員数)

第五条 指定知的障害者通所更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定知的障害者通所更生施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者通所更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りで

<p>員数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第一項第二号の医師は、知的障害者の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第一項第三号の作業指導員は、その指導する業務について相当の経験及び技能を有する者でなければならない。</p> <p>8 女子を入所させる知的障害者通所更生施設にあっては、生活支援員のうち少なくとも一人は、女子でなければならない。</p> <p>9 知的障害者通所更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。</p>	<p>ない。</p> <p>4 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 指定知的障害者通所更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。</p>
<p>(分場の職員の配置基準)</p> <p>第二十条 知的障害者更生施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う前条第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場の入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。</p>	<p>(分場の従業者の員数)</p> <p>第六条 指定知的障害者更生施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって入所者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する前条第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。</p>
<p>2 知的障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。</p> <p>(職員の資格要件)</p> <p>第二十一条 知的障害者更生施設の施設長は、</p>	<p>2 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。</p>

次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 社会福祉事業に五年以上従事した者であつて、施設を運営するのに適切であると認められるもの
- 二 精神保健に関して相当の学識経験を有する医師
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十条 指定知的障害者更生施設は、施設支給決定知的障害者が指定施設支援の利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、入所者の心身の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供を求められた場合は、その者の提示する施設受給者証によって、施設支給決定の有無、支給期間、知的障害程度区分等を確かめなければならない。

(入退所)

第十二条 指定知的障害者更生施設は、正当な理由なく、指定施設支援の提供を拒んではならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

(入退所)

<p>第二十二條 知的障害者更生施設は、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>3 指定知的障害者更生施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>2 知的障害者更生施設は、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。</p>	<p>4 指定知的障害者更生施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。</p>
<p>3 知的障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。</p>	<p>5 指定知的障害者更生施設は、入所者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所者の居住地の市町村に連絡しなければならない。</p>
<p>4 前項の検討に当たっては、看護師、生活支援員等の職員の間で協議しなければならない。</p>	<p>6 指定知的障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。</p>
<p>5 知的障害者更生施設は、心身の状況に照らして、指定居宅支援等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勧奨し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>7 前項の検討に当たっては、看護師、生活支援員等の従業者の間で協議しなければならない。</p>
<p>6 知的障害者更生施設は、心身の状況に照らして、指定居宅支援等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勧奨し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>8 指定知的障害者更生施設は、心身の状況等に照らして、指定居宅支援等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勧奨し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p>
	<p>(施設訓練等支援費支給の申請に係る援助) 第十三条 指定知的障害者更生施設は、施設支給決定を受けていない者から入所の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえ、速やかに施設訓練等支援費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定知的障害者更生施設は、施設支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申</p>

請について、必要な援助を行わなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第十四条 指定知的障害者更生施設は、入所又は退所に際しては、当該指定施設支援の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「施設受給者証記載事項」という。）を、その者の施設受給者証に記載しなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、前項に規定する施設受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、入所者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(知的障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第三十四条 知的障害者更生施設が入所者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第 号）第十五条第一項及び第二項に掲げる支払については、この限りではない。

(指定知的障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十五条 指定知的障害者更生施設が指定施設支援を提供する入所者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項及び第二項に掲げる支払については、この限りではない。

(施設利用者負担額等の受領)

第十六条 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援を提供した際は、入所者又はその扶養義務者から施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定知的障害者更生施設は、法定代理受領

を行わない指定施設支援を提供した際は、前項に掲げる施設利用者負担額のほか、入所者から法第十五条の十一第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

- 3 指定知的障害者更生施設は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を入所者に対し交付しなければならない。

(施設訓練等支援費の額に係る通知等)

第十七条 指定知的障害者更生施設は、市町村から指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合は、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知しなければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定施設支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定施設支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(指定施設支援の取扱方針)

第十八条 指定知的障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設の従業者は、指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 3 指定知的障害者更生施設は、その提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設支援計画の作成等)

第十九条 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たって、入所者に対して当

(支援の方針)

第二十五条 知的障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の支援は、入所者の支援に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

- 3 知的障害者更生施設の職員は、入所者の支援に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 4 知的障害者更生施設は、その行う支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(入所者の支援に関する計画等)

第二十四条 知的障害者更生施設は、入所者について、入所者の支援に関する具体的な内容

<p>を決定するとともに、その円滑な実施を図るため、その心身の状況、その置かれている環境及びその者の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の支援に関する計画を作成しなければならない。</p>	<p>該施設支援の提供に係る計画（以下「施設支援計画」という。）を作成するとともに、当該施設支援計画に基づき、適切に指定施設支援を提供しなければならない。</p>
<p>2 知的障害者更生施設は、前項の規定による計画の作成に当たって、施設の職員による会議を開かなければならない。</p>	<p>2 指定知的障害者更生施設は、前項の規定による施設支援計画の作成に当たって、入所者に対し、当該施設支援計画について説明するとともに、その同意を得なければならない。</p>
<p>3 知的障害者更生施設は、第一項の計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。</p>	<p>3 指定知的障害者更生施設は、第一項の規定による施設支援計画の作成に当たって、施設支援計画の作成に係る会議を開かなければならない。</p> <p>4 指定知的障害者更生施設は、施設支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。</p>
<p>4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する計画の見直しについて準用する。</p>	<p>5 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する施設支援計画の見直しについて準用する。</p>
<p>（相談及び援助） 第二十六条 知的障害者更生施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	<p>（相談及び援助） 第二十条 指定知的障害者更生施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>
<p>（指導、訓練等） 第二十八条 知的障害者更生施設は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。</p>	<p>（指導、訓練等） 第二十一条 指定知的障害者更生施設は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。</p>
<p>2 知的障害者更生施設は、入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。</p>	<p>2 指定知的障害者更生施設は、入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。</p>

3 知的障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、入所者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

4 知的障害者更生施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 知的障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の職員を従事させなければならない。

6 知的障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該知的障害者更生施設の職員以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十九条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない知的障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(作業指導)

第二十七条 知的障害者更生施設は、必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十二条 知的障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、入所者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

4 指定知的障害者更生施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 指定知的障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の従業者を従事させなければならない。

6 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定知的障害者更生施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十二条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない指定知的障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(作業指導)

第二十三条 指定知的障害者更生施設は、必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十四条 指定知的障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 知的障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 知的障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十条 知的障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第三十一条 知的障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該知的障害者更生施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第二十五条 指定知的障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十六条 指定知的障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定知的障害者更生施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十七条 指定知的障害者更生施設は、入所者が偽りその他不正な行為によって施設訓練等支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者による管理)

第二十八条 指定知的障害者更生施設の管理者は、専ら当該指定知的障害者更生施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定知的障害者更生施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(施設長の責務)

第三十三条 知的障害者更生施設の施設長は、当該知的障害者更生施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 知的障害者更生施設の施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十三条 知的障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 定員
 - イ 入所定員
 - ロ 通所による入所者の支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
- ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員
- 四 入所者の支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他の施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十五条 知的障害者更生施設は、入所者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 知的障害者更生施設は、当該知的障害者更生施設の職員によって支援を行わなければならない。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 知的障害者更生施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(管理者の責務)

第二十九条 指定知的障害者更生施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第三十条 指定知的障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十六条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員
 - イ 入所定員
 - ロ 通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
- ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の従業者によって指定施設支援を提供しなければならない。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十六条 知的障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第三十七条 知的障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 知的障害者更生施設は、当該知的障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三十八条 知的障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(秘密保持等)

第三十九条 知的障害者更生施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(定員の遵守)

第三十二条 指定知的障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十三条 指定知的障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十四条 指定知的障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三十五条 指定知的障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第三十六条 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十七条 指定知的障害者更生施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知的障害者更生施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

ない。

2 指定知的障害者更生施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第三十八条 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設に入所しようとする者が、適切かつ円滑に入所することができるように、当該指定知的障害者更生施設に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第三十九条 指定知的障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関し、法第十五条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、社会福祉法第

<p>(地域との連携等)</p> <p>第四十条 知的障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第四十一条 知的障害者更生施設は、入所者の支援により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 知的障害者更生施設は、入所者の支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第四十二条 第十一条の規定は、第十八条第一項第三項及び第十九条第三項の生活支援員について準用する。</p> <p>第三章 知的障害者授産施設</p> <p>(種類)</p>	<p>八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第四十条 指定知的障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第四十一条 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第四十二条 指定知的障害者更生施設は、指定知的障害者更生施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第四十三条 指定知的障害者更生施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定施設支援を提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>第3章 指定特定知的障害者授産施設</p>
---	---

第四十三条 知的障害者授産施設は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 知的障害者入所授産施設 法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設であつて、第二号に規定する知的障害者通所授産施設及び第三号に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 二 知的障害者通所授産施設 知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであつて、第三号に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 三 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであつて、常時利用するものが二十人未満であるもの

(規模)

第四十四条 知的障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 知的障害者入所授産施設 三十人以上の人員を入所させることができる規模
- 二 知的障害者通所授産施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 三 知的障害者小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模

2 知的障害者授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。)は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であつて入所者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

第1節 基本方針

(基本方針)

第四十四条 指定特定知的障害者授産施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならない。

2 指定特定知的障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に

立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

- 3 指定特定知的障害者授産施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、知的障害者居宅生活支援事業者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3節 設備に関する基準

(知的障害者入所授産施設の設備の基準)

第四十五条 知的障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業室又は作業場
- 九 作業設備
- 十 更衣室
- 十一 調理室
- 十二 相談室
- 十三 運動場
- 十四 事務室
- 十五 会議室
- 十六 宿直室
- 十七 指導員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

(指定特定知的障害者入所授産施設の設備)

第四十八条 指定特定知的障害者入所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室定員は、四人以下とすること。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
 - ハ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
 - ハ 男女別とすること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
 - ハ 入所者の特性に応じたものであること。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

- ニ 一以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ホ 入所者（通所による入所者を除く。）の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- ヘ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。
- 二 静養室
- イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ロ 医務室に近接して設けること。
- ハ 男女別とすること。
- ニ イ、ロ及びハに定めるもののほか、前号ロ及びニに定めるところによること。
- 三 食堂
- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
- 入所者の特性に応じたものであること。
- 五 洗面所
- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 六 便所
- イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 七 医務室
- 治療に必要な機械器具等を備えること。
- 八 作業室又は作業場
- イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。
- ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
- ハ 作業室には、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。
- 九 作業設備
- 入所者の安全に配慮したものとすること。
- 十 更衣室
- 男子用と女子用を別に設けること。
- 十一 調理室
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 七 医務室
- 治療に必要な機械器具等を備えること。
- 八 作業室又は作業場
- イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。
- ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
- 九 作業設備
- 入所者の安全に配慮したものとすること。
- 十 更衣室
- 男子用と女子用を別に設けること。
- 十一 相談室
- 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 十二 運動場
- 必要な備品を備えること。
- 十三 廊下幅
- 一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
- 2 指定特定知的障害者入所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。
- 3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定知的障害者入所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

十二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十三 運動場

必要な備品を備えること。

十四 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

3 知的障害者入所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

(知的障害者通所授産施設の設備の基準)

第四十六条 知的障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 食堂
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 医務室
- 五 作業室又は作業場
- 六 作業設備
- 七 更衣室
- 八 調理室
- 九 相談室
- 十 運動場
- 十一 事務室
- 十二 会議室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 二 洗面所
 - 入所者の特性に応じたものであること。
- 三 便所
 - イ 男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。

(指定特定知的障害者通所授産施設の設備)

第四十九条 指定特定知的障害者通所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

- 一 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 二 洗面所
 - 入所者の特性に応じたものであること。
- 三 便所
 - イ 男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 四 医務室
 - イ 治療に必要な機械器具等を備えること。
 - ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 五 作業室又は作業場
 - イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。
 - ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
- 六 作業設備
 - 入所者の安全に配慮したものとすること。
- 七 更衣室
 - 男子用と女子用を別に設けること。

<p>四 医務室</p> <p>イ 治療に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>五 作業室又は作業場</p> <p>イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。</p> <p>ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>ハ 作業室には、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。</p> <p>六 作業設備</p> <p>入所者の安全に配慮したものとすること。</p> <p>七 更衣室</p> <p>男子用と女子用を別に設けること。</p> <p>八 調理室</p> <p>火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>九 相談室</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>十 運動場</p> <p>必要な備品を備えること。</p> <p>十一 廊下幅</p> <p>一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。</p>	<p>八 相談室</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>九 運動場</p> <p>必要な備品を備えること。</p> <p>十 廊下幅</p> <p>一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。</p> <p>2 指定特定知的障害者通所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定知的障害者通所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>3 知的障害者通所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。</p> <p>(知的障害者小規模通所授産施設の設備の基準)(略)</p> <p>5 第三項、第四項及び第五項に規定するもののほか、小規模通所授産施設の設備の基準については、第二項第八号イの規定を準用する。</p> <p>(分場の設備の基準)</p> <p>第四十八条 分場の設備の基準は、第四十六条に規定する基準に準ずる。ただし、同条第一</p>	<p>(分場の設備)</p> <p>第五十条 分場の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。ただし、前条第一項第八号</p>

<p>項第八号から第十二号までに掲げる設備は設けられないことができる。</p> <p>(知的障害者入所授産施設の職員の配置の基準)</p> <p>第四十九条 知的障害者入所授産施設のうちには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては、第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 施設長 一</p> <p>二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上</p> <p>四 栄養士 一以上</p> <p>五 調理員 一以上</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項及び第七項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者入所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第一項第三号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 知的障害者入所授産施設であつて、通所に</p>	<p>及び第九号の設備は設けないことができる。</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(指定特定知的障害者入所授産施設の従業者の員数)</p> <p>第四十五条 指定特定知的障害者入所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>二 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上</p> <p>三 栄養士 一以上</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 指定特定知的障害者入所授産施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>4 第一項第二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 指定特定知的障害者入所授産施設は、入所</p>
--	--

<p>よる入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。</p>	<p>による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。</p>
<p>8 知的障害者入所授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じて適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。</p>	<p>7 指定特定知的障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。</p>
<p>(知的障害者通所授産施設の職員の配置の基準)</p>	<p>(指定特定知的障害者通所授産施設の従業者の員数)</p>
<p>第五十条 知的障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託するものにあつては、第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 施設長 一</p> <p>二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上</p> <p>四 調理員 一以上</p>	<p>第四十六条 指定特定知的障害者通所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>二 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上</p>
<p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p>	<p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>
<p>3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者通所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。</p>	<p>3 指定特定知的障害者通所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定知的障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
<p>4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p>	
<p>5 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければな</p>	<p>4 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければな</p>

らない。

- 6 知的障害者通所授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(知的障害者小規模通所授産施設の職員の配置の基準)

第五十一条 知的障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 生活支援員
- 三 作業指導員

- 2 前項各号に掲げる職員のうち、施設長にあつては、生活支援員又は作業指導員と兼ねることができる。

- 3 知的障害者小規模通所授産施設の施設長は、知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、知的障害者小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(分場の職員の配置基準)

第五十二条 知的障害者授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う第五十条第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。

- 2 知的障害者授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

らない

- 5 指定特定知的障害者通所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(分場の従業者の員数)

第四十七条 指定特定知的障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であつて入所者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する前条第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者数を七・五で除して得た数以上とする。

- 2 指定特定知的障害者授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第4節 運営に関する基準

(授産活動)

第五十三条 知的障害者授産施設の授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うものでなければならない。

- 2 知的障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第五十四条 知的障害者授産施設は、授産活動に従事している入所者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第五十五条 第十一条の規定は、第四十九条第一項第三号及び第五十条第三項の生活支援員について準用する。

- 2 第十二条及び第二十一条から第四十一条までの規定は、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通所授産施設について準用する。

- 3 第二十七条、第二十八条第二項、第三十条及び第三十七条の規定は、知的障害者小規模通所授産施設について準用する。

第四章 知的障害者通勤寮

(授産活動)

第五十一条 指定特定知的障害者授産施設が行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行わなければならない。

- 2 指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第五十二条 指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第五十三条 第十条から第四十三条までの規定は、指定特定知的障害者授産施設について準用する。

第4章 指定知的障害者通勤寮

第1節 基本方針

第五十四条 指定知的障害者通勤寮は、入所者に対して居室その他の設備を利用させるとともに、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、独立自活に必要な助言及び指導を適切に行わなければならない。

- 2 指定知的障害者通勤寮は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

(設備の基準)

第五十六条 知的障害者通勤寮には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、娯楽室にあっては、食堂と兼ねることができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 相談・指導室
- 九 洗濯場
- 十 娯楽室
- 十一 事務室
- 十二 指導員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上であること。
- ニ 一以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ホ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに変わる設備を備えること。

3 指定知的障害者通勤寮は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、知的障害者居宅支援事業者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第五十六条 指定知的障害者通勤寮の設備の基準は次のとおりとする。ただし、娯楽室にあっては、食堂と兼ねることができる。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は四人以下とすること。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 男女別とすること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
 - 入所者の特性に応じたものであること。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 七 娯楽室
 - 必要な備品を備えること
- 八 相談・指導室
 - 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

<p>□ 男女別とすること。</p> <p>ハ イ及びロに定めるもののほか、前号ロ及びニに定めるところによること。</p> <p>三 食堂</p> <p>イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。</p> <p>ロ 必要な備品を備えること。</p> <p>四 浴室</p> <p>入所者の特性に応じたものとする。</p> <p>五 洗面所</p> <p>イ 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>ロ 入所者の特性に応じたものとする。</p> <p>六 便所</p> <p>イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。</p> <p>ロ 入所者の特性に応じたものとする。</p> <p>七 相談・指導室</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>八 娯楽室</p> <p>必要な備品を備えること。</p>	<p>2 前項に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者通勤寮の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>3 前項各号に掲げる設備のうち、娯楽室にあつては食堂と、指導員室にあつては事務室とそれぞれ兼ねることができる。</p> <p>(規模)</p> <p>第五十七条 知的障害者通勤寮は、二十人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。</p>	<p>第2節 人員に関する基準</p>
<p>(職員の配置基準)</p> <p>第五十八条 通勤寮には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>一 寮長 一</p> <p>二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>三 生活支援員 常勤換算方法で二以上</p> <p>2 前項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者</p>	<p>(従業者等の員数)</p> <p>第五十五条 指定知的障害者通勤寮に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>二 生活支援員 常勤換算方法で二人以上</p>

通勤寮において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

3 第一項第一号の寮長は、常勤の者でなければならない。

4 第一項第二号の生活支援員のうち一人以上は常勤の者でなければならない。

5 知的障害者通勤寮は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

2 第一項第二号の生活支援員のうち一人以上は常勤の者でなければならない。

3 指定知的障害者通勤寮は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第4節 運営に関する基準

(施設利用者負担額等の受領)

第五十七条 指定知的障害者通勤寮は、指定施設支援を提供した際は、入所者又はその扶養義務者から施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定知的障害者通勤寮は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、前項に掲げる施設利用者負担額のほか、入所者から法第十五条の十一第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

3 指定知的障害者通勤寮は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。

4 指定知的障害者通勤寮は、前三項に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を入所者に対し交付しなければならない。

5 指定知的障害者通勤寮は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては

、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(指導、助言等)

第五十八条 指定知的障害者通勤寮は、入所者の自立生活に必要な助言及び指導のほか、利用者に対する給食の実施等の入所者が日常生活を営む上で必要な業務を行わなければならない。

(生活指導等)

第五十九条 指定知的障害者通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他自立生活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。

(健康管理)

第六十条 指定知的障害者通勤寮は、常に利用者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。

(運営規程)

第六十一条 指定知的障害者通勤寮は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(準用)

第六十二条 第十条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第四十三条までの規定は、指定知的障害者通勤寮について準用する。

附 則

(生活指導)

第五十九条 知的障害者通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他自立生活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。

(健康管理の指導)

第六十条 知的障害者通勤寮は、常に入所者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。

(運営規程)

第六十一条 知的障害者通勤寮は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の種類、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(準用)

第六十二条 第十一条、第二十一条から第四十一条までの規定(第二十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条を除く)は、知的障害者通勤寮について準用する。

第五章 知的障害者福祉ホーム(略)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(知的障害者入所更生施設の経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する知的障害者入所更生施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第七条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(知的障害者入所授産施設の経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する知的障害者入所授産施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第四十八条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(知的障害者通勤寮の経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に存する知的障害者通勤寮の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第五十六条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

指定居宅支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（案）

今後、文言の修正があり得るものである。

1 身体障害者〔身17の19 - 1, 2項〕

第一章 総則

（趣旨）

第一条 指定居宅支援の事業に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第十七条の十九第一項の基準及び同条第二項の指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第十七条の六第一項の基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅支援事業者 法第四条の二第五項に規定する身体障害者居宅生活支援事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅支援事業者又は指定居宅支援 それぞれ法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者又は指定居宅支援をいう。
- 三 居宅利用者負担額 法第十七条の四第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- 四 居宅生活支援費の額 法第十七条の四第二項に規定する居宅生活支援費の額をいう。
- 五 支給期間 法第十七条の五第三項第一号に規定する居宅生活支援費（法第十七条の六第一項に規定する特例居宅生活支援費を含む。以下同じ。）を支給する期間をいう。
- 六 支給量 居宅生活支援費を支給する指定居宅支援（法第十七条の六第一項に規定する特例居宅生活支援費を支給する指定居宅支援以外の身体障害者居宅支援を含む。）の量をいう。
- 七 法定代理受領 法第十七条の五第八項の規定により指定居宅支援に要した費用が居宅支給決定身体障害者（法第十七条の五第五項に規定する居宅支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）に代わり指定居宅支援事業者を支払われることをいう。
- 八 基準該当居宅支援 法第十七条の六第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。
- 九 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅支援の事業の一般原則)

第三条 指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定居宅支援事業者は、指定居宅支援の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 指定身体障害者居宅介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅支援に該当する身体障害者居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び食事等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第七条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明)

第八条 指定居宅支援事業者は、居宅支給決定身体障害者が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の区分、利用者に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を利用者の居宅受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、第一項の指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「契約内容報告事項」という。）を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、居宅受給者証記載事項又は契約内容報告事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならな

い。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第十一条 指定居宅支援事業者は、指定居宅介護の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、居宅支給決定の有無、支給期間、支給量等確かめるものとする。

（居宅生活支援費支給の申請に係る援助）

第十四条 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、当該者の意向を踏まえて速やかに居宅生活支援費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅支援事業者等との連携）

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努

めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十七条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用者から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定居宅介護事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第十九条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者から支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について明らかにするとともに、利用者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

（居宅利用者負担額等の受領）

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十七条の四第二項に規定する額の支払いを受けるものとする。

- 3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常

の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（居宅生活支援費の額に係る通知等）

第二十一条 指定居宅介護事業者は、市町村から指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護の基本取扱方針）

第二十二条 指定居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第二十三条 指定居宅介護事業所の従業者（以下この節において「従業者」という。）の行う指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を

もってサービスの提供を行う。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(居宅介護計画の作成)

第二十四条 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十五条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十七条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十八条 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指

揮命令を行うものとする。

- 3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第三十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第三十条 指定居宅介護事業者(指定居宅介護のうち専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。)は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要

な管理を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲 示)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘 密 保 持 等)

第三十四条 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかななければならない。

(情 報 の 提 供 等)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦 情 解 決)

第三十六条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十七条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の

職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数)

第四十条 基準該当居宅支援に該当する身体障害者居宅介護(以下「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、三人以上とする。

- 2 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものにおいて基準該当居宅介護を提供する事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。
- 3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（管理者）

第四十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第四十二条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第四十三条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該居宅介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書きの規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第二十四条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十四条 第1節及び第4節(第二十一条第一項、第二十五条及び第三十条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは、「第四十条第三項」と読み替えるものとする。

第三章 指定身体障害者デイサービス

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十五条 指定居宅支援に該当する身体障害者デイサービス（以下「指定デイサービス」という。）の事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十六条 指定デイサービスの事業を行う者（以下「指定デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、指定デイサービスの単位ごとに、次のとおりとする。

- 一 指導員 一以上
 - 二 介護職員 一以上
- 2 前項に掲げる指導員及び介護職員の総数は、指定デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて利用者の数が十五人までは二以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上とする。
 - 3 指定デイサービス事業者のうち、専ら創作的活動を行うものにあつては、第一項の規定にかかわらず、当該指定デイサービス事業所に介護職員を置かないことができる。
 - 4 指定デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、その実施に必要な従業者を置かなければならない。
 - 5 指定デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、その実施に必要な従業者を置かなければならない。
 - 6 第一項及び第二項の指定デイサービスの単位は、指定デイサービスであつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

7 第一項の指導員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第四十七条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第四十八条 指定デイサービス事業所は、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。

3 指定デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。

4 前三項までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

二 日常生活訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

三 社会適応訓練室

訓練に必要な備品等を備えること。

四 作業室

作業に必要な機械器具等を備えること。

五 食堂

食事の提供に支障がない広さを有すること。

六 浴室

障害の特性に応じたものであること。

5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該指定デイサービスの事業の用に供

するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(居宅利用者負担額等の受領)

第四十九条 指定サービス事業者は、指定サービスを提供した際には、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定サービス事業者は、法定代理受領を行わない指定サービスを提供した際には、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十七条の四第二項に規定する額の支払いを受けるものとする。
- 3 指定サービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、入浴に係る光熱費、食材料費、創作的活動に係る材料費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができる。
- 4 指定サービス事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定サービス事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定サービスの基本取扱方針)

第五十条 指定サービス事業所の従業者(以下この節において「従業者」という。)の行う指定サービスは、利用者の自立の促進、生活の質の向上、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、適切に行わなければならない。

- 2 指定サービス事業者は、その提供する指定サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定サービスの具体的取扱方針)

第五十一条 指定サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定デイサービスの提供に当たっては、次条第一項に規定するデイサービス計画に基づき、利用者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等を、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行う。
- 二 従業者は、指定デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定デイサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の障害の特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整える。

(デイサービス計画の作成)

第五十二条 指定デイサービス事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成しなければならない。

- 2 指定デイサービス事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じたデイサービス計画を作成し、利用者又はその介護者に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 3 指定デイサービス従業者は、それぞれの利用者について、デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(管理者の責務)

第五十三条 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者の管理、指定デイサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十四条 指定サービス事業者は、指定サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定サービスの利用定員
- 五 指定サービス内容及び利用者から受領する費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十五条 指定サービス事業者は、利用者に対し適切な指定サービスを提供できるよう、指定サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定サービス事業者は、指定サービス事業所ごとに、当該指定サービス事業所の従業者によって指定サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定サービス事業者は、指定サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十六条 指定サービス事業者は、利用定員（指定サービス事業所において同時に指定サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を超えて指定サービスの提供を行ってはならない。

(非常災害対策)

第五十七条 指定サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第五十八条 指定デイサービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、当該指定デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第五十九条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条及び第三十三条から第三十九条までの規定は、指定デイサービスの事業について準用する。

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数等)

第六十条 基準該当居宅支援に該当する身体障害者デイサービス(以下「基準該当デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、次のとおりとする。

- 一 指導員 一以上
- 二 介護職員 一以上

2 前項に掲げる基準該当デイサービス事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、指定デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて利用者の数が十五人までは二以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上とする。

3 基準該当デイサービス事業者のうち、専ら創作的活動を行うものにあつては、第一項の規定にかかわらず、当該基準該当デイサービス事業所に介護職員を置かないことができる。

4 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、その実施に必要な従業者を置かなければならない。

5 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、その実施に必要な従業者を置かなければならない。

- 6 第一項の基準該当デイサービスの単位は、基準該当デイサービスであってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

(管理者)

第六十一条 基準該当デイサービス事業者は、基準該当デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第六十二条 基準該当デイサービス事業所には、相談を行う場所、日常生活訓練を行う場所、社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる場所のほか、食事を行う場所を確保しなければならない。
- 3 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。
- 4 前三項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 相談を行う場所
必要な備品を備えること。
 - 二 日常生活訓練を行う場所
訓練に必要な機械器具等を備えること。
 - 三 社会適応訓練を行う場所
訓練に必要な備品等を備えること。
 - 四 作業を行う場所
作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 五 食事を行う場所
利用者の食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - 六 浴室
障害の特性に応じたものであること。
- 5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該基準該当デイサービスの事業の用

に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第六十三条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条第二項、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで及び第四節（第五十九条において準用する第二十一条第一項を除く。）の規定は、基準該当デイサービスの事業について準用する。

第三章 指定身体障害者短期入所

第一節 基本方針

(基本方針)

第六十四条 指定居宅支援に該当する身体障害者短期入所（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六十五条 法第四条の二第四項に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第四条の二第四項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上とする。

(管理者)

第六十六条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所であるか、又は法第四条の二第四項に規定する施設の居室であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

- 2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 第六十五条第二項の適用を受ける施設にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

第四節 運営に関する基準

（指定短期入所の開始及び終了）

第六十八条 指定短期入所事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第六十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、当該指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を、当該者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、利用者に係る居宅受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（居宅利用者負担額等の受領）

第七十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十七条の四第二項に規定する

額の支払を受けるものとする。

- 3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定短期入所事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第七十一条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第七十二条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしななければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

(健康管理)

第七十三条 指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第七十四条 指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(利用者の家族との連携)

第七十五条 指定短期入所事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第七十六条 指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七十七条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第六十五条第二項の適用を受ける施設にあっては、第三号を除く。）に関する規程を定めなければならない。）

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第七十八条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 第六十五第二項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあつては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(地域等との連携)

第七十九条 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第八十条 第八条、第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

付 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 知的障害者〔知15の19-1, 2項〕

第一章 総則

(趣旨)

第一条 指定居宅支援の事業に係る知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の十九第一項の基準及び同条第二項の指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第十五条の七第一項の基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅支援事業者 法第四条第一項に規定する知的障害者居宅生活支援事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅支援事業者又は指定居宅支援 それぞれ法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者又は指定居宅支援をいう。
- 三 居宅利用者負担額 法第十五条の五第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- 四 居宅生活支援費の額 法第十五条の五第二項及び第三項に規定する居宅生活支援費の額をいう。
- 五 支給期間 法第十五条の六第三項第一号に規定する居宅生活支援費（法第十五条の七第一項に規定する特例居宅生活支援費を含む。以下同じ。）を支給する期間をいう。
- 六 支給量 居宅生活支援費を支給する指定居宅支援の量をいう。
- 七 法定代理受領 法第十五条の六第八項の規定により指定居宅支援（法第十五条の七第一項に規定する特例居宅生活支援費を支給する指定居宅支援以外の知的障害者居宅支援を含む。）に要した費用が居宅支給決定知的障害者（法第十五条の六第五項に規定する居宅支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）に代わり指定居宅支援事業者に支払われることをいう。
- 八 基準該当居宅支援 法第十五条の七第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。
- 九 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅支援の事業の一般原則)

第三条 指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定居宅支援事業者は、指定居宅支援の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 指定知的障害者居宅介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅支援に該当する知的障害者居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第七条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明)

第八条 指定居宅支援事業者は、居宅支給決定知的障害者が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の区分、利用者に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を利用者の居宅受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、第一項の指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「契約内容報告事項」という。）を市町村）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、居宅受給者証記載事項又は契約内容報告事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならな

い。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第十一条 指定居宅支援事業者は、指定居宅介護の利用について市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請(以下「あっせん等」という。)並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、居宅支給決定の有無、支給期間、支給量等を確認するものとする。

(居宅生活支援費支給の申請に係る援助)

第十四条 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、当該者の意向を踏まえて速やかに居宅生活支援費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅支援事業者等との連携）

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十七条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、内容その他の必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用者から当該指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定居宅介護事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第十九条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者へ支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について明らかにするとともに、利用者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

（居宅利用者負担額等の受領）

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、

前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十五条の五第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

- 3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るなければならない。

（居宅生活支援費の額に係る通知等）

第二十一条 指定居宅介護事業者は、市町村から指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護の基本取扱方針）

第二十二条 指定居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第二十三条 指定居宅介護事業所の従業者（以下この節において「従業者」という。）の行う指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、

利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(居宅介護計画の作成)

第二十四条 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十五条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十七条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十八条 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程第三十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第三十条 指定居宅介護事業者（指定居宅介護のうち専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。）は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しな

なければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十四条 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、指定居宅介護事業者に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第三十六条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の

必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十五条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数)

第四十条 基準該当居宅支援に該当する知的障害者居宅介護(以下「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業

を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

2 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（管理者）

第四十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第四十二条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第四十三条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該居宅介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書きの規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用

者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第二十四条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十四条 第1節及び第4節(第二十一条第一項、第二十五条及び第三十条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは、「第四十条第三項」と読み替えるものとする

第三章 指定知的障害者デイサービス

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十五条 指定居宅支援に該当する知的障害者デイサービス（以下「指定デイサービス」という。）の事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の障害その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十六条 指定デイサービスの事業を行う者（以下「指定デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者のうち、指導員の員数は、指定デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる指導員が利用者の数が十五人までは二以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上とする。

- 3 指定デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、その実施に必要な従業者を置かなければならない。
- 4 指定デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、その実施に必要な従業者を置かなければならない。
- 5 第一項の指定デイサービスの単位は、指定デイサービスであつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。
- 6 第一項の指導員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第四十七条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第四十八条 指定デイサービス事業所は、静養室兼相談室、日常生活訓練室兼社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。
- 3 指定デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。
- 4 前三項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 静養室兼相談室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を設けること。
 - ロ 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 二 日常生活訓練室兼社会適応訓練室
訓練に必要な機械器具等を備えること。
 - 三 作業室
作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 四 食堂
食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - 五 浴室
障害の特性に応じたものであること。
- 5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該指定デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(居宅利用者負担額等の受領)

第四十九条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービスを提供した際には、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定デイサービスを提供した際には、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十五条の五第二項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 指定デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、入浴に係る光熱費、食材料費、創作的活動に係る材料費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができる。
- 4 指定デイサービス事業者は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定デイサービス事業者は第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定デイサービスの基本取扱方針）

第五十条 指定デイサービス事業所の従業者（以下この節において従業者という。）の行う指定デイサービスは、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、適切に行わなければならない。

- 2 指定デイサービス事業者は、その提供する指定デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定デイサービスの具体的取扱方針）

第五十一条 指定デイサービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定デイサービスの提供に当たっては、次条第一項に規定するデイサービス計画に基づき、利用者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等を、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行う。

二 従業者は、指定デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定デイサービスの提供に当たっては、援助技術の進歩に対応し、適切な援助技術をもってサービスの提供を行う。

四 指定デイサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の障害の特性に応じた指定デイサービスの提供ができる体制を整える。

(デイサービス計画の作成)

第五十二条 指定デイサービス事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、創作的活動等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成しなければならない。

2 指定デイサービス事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じたデイサービス計画を作成し、利用者又はその介護者に対し、その内容等について説明しなければならない。

3 指定デイサービス従業者は、それぞれの利用者について、デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(管理者の責務)

第五十三条 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者の管理、指定デイサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十四条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定デイサービスの利用定員
- 五 指定デイサービス内容及び利用者から受領する費用の額

- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十五条 指定デイサービス事業者は、利用者に対し適切な指定デイサービスを提供できるよう、指定デイサービス事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、当該指定デイサービス事業所の従業員によって指定デイサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十六条 指定デイサービス事業者は、利用定員（指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならない。

(非常災害対策)

第五十七条 指定デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第五十八条 指定デイサービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第五十九条 第八条から第十六条まで、第十八条、第条、第二十一条、第二十六条、第二十七条及び第三十三条から第三十九条までの規定は、指定デイサービスの事業について準用する。

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数等)

第六十条 基準該当居宅支援に該当する知的障害者デイサービス(以下「基準該当デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者のうち指導員の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる指導員が利用者の数が十五人までは二以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上とする。

- 2 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、その実施に必要な従業者を置かなければならない。
- 3 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつてはその実施に必要な従業者を置かなければならない。
- 4 第一項の基準該当デイサービスの単位は、基準該当デイサービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第六十一条 基準該当デイサービス事業者は、基準該当デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第六十二条 基準該当デイサービス事業所には、静養及び相談を行う場所、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる設備のほか、食事を行う場所を確保しなければならない。
- 3 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。
- 4 前三項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 静養及び相談を行う場所
必要な備品を備えること。
 - 二 日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所
訓練に必要な機械器具等を備えること。
 - 三 作業を行う場所
作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 四 食事を行う場所
食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - 五 浴室
障害の特性に応じたものであること。
- 5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該基準該当デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第六十三条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条第二項、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで及び第四節（第五十九条において準用する第二十一条第一項を除く。）の規定は、基準該当デイサービスの事業について準用する。

第四章 指定知的障害者短期入所

第一節 基本方針

(基本方針)

第六十四条 指定居宅支援に該当する知的障害者短期入所（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六十五条 法第四条第四項に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第四条第四項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上とする。

(管理者)

第六十六条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所であるか、又は法第四条第四項に規定する施設の居室であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。ただし、宿泊を伴わない指定短期入所のみを提供する指定短期入所事業所にあつては、居室を用いずに当該指定短期入所を提供することが

できる。

- 2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 第六十五条第二項の適用を受ける施設にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

第四節 運営に関する基準

（指定短期入所の開始及び終了）

第六十八条 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第六十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を、当該者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る居宅受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（居宅利用者負担額等の受領）

第七十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十五条の五第二項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定短期入所事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定短期入所の取扱方針）

第七十一条 指定短期入所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービスの提供）

第七十二条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしななければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期

入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

- 4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

(健康管理)

第七十三条 指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第七十四条 指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(利用者の家族との連携)

第七十五条 指定短期入所事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第七十六条 指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七十七条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第六十五条第二項の適用を受ける施設にあっては、第三号を除く。）に関する規程を定めておかななければならない。）

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第七十八条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 第六十五条第二項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあつては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(地域等との連携)

第七十九条 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第八十条 第八条、第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第三章 指定知的障害者地域生活援助

第一節 基本方針

(基本方針)

第八十一条 指定居宅支援に該当する知的障害者地域生活援助（以下「指定地域生活援助」という。）の事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（法第四条第五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第八十二条 指定地域生活援助の事業を行う者（以下「指定地域生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域生活援助事業所」という。）ごとに置くべき世話人の員数は、専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

(管理者)

第八十三条 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定地域生活援助事業所の管理者は、適切な指定地域生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第八十四条 指定地域生活援助事業所は、入居定員を四人以上七人以下とし、居室その他利用者が相互に交流を図ることができる設備を設けるものとする。

2 前項に規定する居室は、原則として個室とする。

第四節 運営に関する基準

(入退居)

第八十五条 指定地域生活援助は、満十五歳以上の知的障害者であって、共同生活住居への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定地域生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居の際には、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第八十六条 指定地域生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定地域生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を、利用者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定地域生活援助事業者は、前項に規定する居宅受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。
- 3 指定地域生活援助事業者は、入居者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(指定地域生活援助に係る費用の受領等)

第八十七条 指定地域生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定地域生活援助を提供した際は、利用者から法第十五条の五第三項に規定する額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを受けることができる。
- 3 指定地域生活援助事業者は、前二項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 4 指定地域生活援助事業者は、第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域生活援助の基本取扱方針)

第八十八条 指定地域生活援助は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定地域生活援助事業者は、その提供する指定地域生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域生活援助の具体的取扱方針)

第八十九条 指定地域生活援助事業所の従業者（以下「従業者」という。）の行う指定地域生活援助の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定地域生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 二 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な相談及び助言を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第九十条 指定地域生活援助事業者は、利用者の職場及び知的障害者授産施設等との連絡、調整並びに余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定地域生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定地域生活援助事業者は、常に利用者と地域の住民等との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第九十一条 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定地域生活援助の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 入居に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第九十二条 指定地域生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定地域生活援助を提供できるよう、指定地域生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定地域生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第九十三条 指定地域生活援助事業所は、緊急時等において利用者に対し速やかに必要な支援を行うことができるよう、知的障害者援護施設等との連携及び適切な支援体制が確保されていなければならない。

(定員の遵守)

第九十四条 指定地域生活援助事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(準用)

第九十五条 第八条、第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十七条、第五十八条、第七十六条及び第七十九条の規定は、指定地域生活援助の事業

について準用する。

付 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

3 児童〔児21の19 - 1, 2項〕

第一章 総則

(趣旨)

第一条 指定居宅支援の事業に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の十九第一項の基準及び同条第二項の指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第二十一条の十二第一項の基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅支援事業者 法第六条の二第五項に規定する児童居宅生活支援事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅支援事業者又は指定居宅支援 それぞれ法第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者又は指定居宅支援をいう。
- 三 居宅利用者負担額 法第二十一条の十第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- 四 居宅生活支援費の額 法第二十一条の十第二項に規定する居宅生活支援費の額をいう。
- 五 支給期間 法第二十一条の十一第三項第一号に規定する居宅生活支援費（法第二十一条の十二第一項に規定する特例居宅生活支援費を含む。以下同じ。）を支給する期間をいう。
- 六 支給量 居宅生活支援費を支給する指定居宅支援（法第二十一条の十二第一項に規定する特例居宅生活支援費を支給する指定居宅支援以外の児童居宅支援を含む。）の量をいう。
- 七 法定代理受領 法第二十一条の十一第八項の規定により指定居宅支援に要した費用が居宅支給決定保護者（法第二十一条の十一第五項に規定する居宅支給決定保護者をいう。以下同じ。）に代わり当該指定居宅支援事業者を支払われることをいう。
- 八 基準該当居宅支援 法第二十一条の十二第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。
- 九 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅支援の事業の一般原則)

第三条 指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定居宅支援事業者は、指定居宅支援の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 指定児童居宅介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅支援に該当する児童居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第七条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明)

第八条 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定保護者が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

(契約支給量の報告等)

第九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の区分、利用者に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を利用者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、第一項の指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「契約内容報告事項」という。）を市町村に対し遅滞なく報告しなければならないこと。
- 4 前三項の規定は、居宅受給者証記載事項又は契約内容報告事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第十一条 指定居宅支援事業者は、指定居宅介護の利用について市町村が行うあっせん、

調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認等）

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、居宅支給決定の有無、支給期間、支給量等を確認するものとする。

（居宅生活支援費支給の申請に係る援助）

第十四条 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者が行う支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請について、市町村が当該申請に対する決定をする通常要すべき標準的な期間を考慮してなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅支援事業者等との連携）

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、障害児又はその家

族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十七条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、内容その他の必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用者から指定居宅介護を提供したことについての確認を受けなければならない。

（指定居宅介護事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第十九条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者から支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について明らかにするとともに、利用者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

（居宅利用者負担額等の受領）

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、利用者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第二十一条の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(居宅生活支援費の額に係る通知等)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、市町村から指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第二十二条 指定居宅介護は、障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十三条 指定居宅介護事業所の従業者（以下この節において「従業者」という。）の行う指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、障害児が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(居宅介護計画の作成)

第二十四条 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、障害児の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際には、利用者にその内容を説明しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十五条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である障害児に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十七条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十八条 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第三十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第三十条 指定居宅介護事業者(指定居宅介護のうち専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。)は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、障害児に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲 示)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘 密 保 持 等)

第三十四条 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅支援事業者等に対して、障害児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。

(情 報 の 提 供 等)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦 情 解 決)

第三十六条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第二十一条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う

調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、障害児に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、障害児に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、障害児に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数)

第四十条 基準該当居宅支援に該当する児童居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

- 2 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものにおいて基準

該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業所にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

- 3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第四十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十二条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十三条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である障害児に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該居宅介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
 - 二 当該居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
 - 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合
- 2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書きの規定に基づき、従業者にその同居の家族である障害児に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、利用者の意向や当該障害児に係る次条において準用する第二十四条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十四条 第1節及び第4節(第二十一条第一項、第二十五条及び第三十条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは、「第四十条第三項」と読み替えるものとする。」

第三章 指定児童デイサービス

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十五条 指定居宅支援に該当する児童デイサービス（以下「指定デイサービス」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十六条 指定デイサービスの事業を行う者（以下「指定デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者のうち指導員又は保育士の員数は、指定デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯）を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の総数が、障害児の数が十五人までは二以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上とする。

- 2 前項の指定デイサービスの単位は、指定デイサービスであってその提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいうものとする。
- 3 第一項の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第四十七条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第四十八条 指定デイサービス事業所は、日常生活訓練室兼社会適応訓練室を有するほか、指定デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない

い。

- 2 前項に掲げる日常生活訓練室兼社会適応訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(居宅利用者負担額等の受領)

第四十九条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービスを提供した際は、利用者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定デイサービスを提供した際には、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第二十一条の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 指定デイサービス事業者は前二項の支払を受ける額のほか、デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができる。
- 4 指定デイサービス事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定デイサービス事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定デイサービスの基本取扱方針)

第五十条 指定デイサービス事業所の従業者（以下「この節において従業者という。」）の行う指定デイサービスは、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、適切に行わなければならない。

- 2 指定デイサービス事業者は、その提供する指定デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定デイサービスの具体的取扱方針)

第五十一条 指定デイサービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定デイサービスの提供に当たっては、次条第一項に規定するデイサービス計画に基づき、障害児の日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練を、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切にサービスの提供を行う。
- 二 従業者は、指定デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定デイサービスの提供に当たっては、援助技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定デイサービスは、常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の障害の特性に応じた指定デイサービスの提供ができる体制を整える。

(デイサービス計画の作成)

第五十二条 指定デイサービス事業所の管理者は、障害児の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活における基本的動作の習得等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成しなければならない。

- 2 指定デイサービス事業所の管理者は、それぞれの障害児に応じたデイサービス計画を作成し、障害児又はその介護者に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 3 指定デイサービス従業者は、それぞれの障害児について、デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(管理者の責務)

第五十三条 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者の管理、指定デイサービスの

利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十四条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定デイサービスの利用定員
- 五 指定デイサービス内容及び利用者から受領する費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十五条 指定デイサービス事業者は、障害児に対し適切な指定デイサービスを提供できるよう、指定デイサービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、当該指定デイサービス事業所の従業者によって指定デイサービスを提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十六条 指定デイサービス事業者は、利用定員（指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。）を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならない。

（非常災害対策）

第五十七条 指定デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第五十八条 指定デイサービス事業者は、障害児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（準用）

第五十九条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条及び第三十三条から第三十九条までの規定は、指定デイサービスの事業について準用する。

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

（従業者の員数等）

第六十条 基準該当居宅支援に該当する児童デイサービス（以下「基準該当デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者のうち指導員及び保育士の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の総数が、障害児の数が十五人までは二以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上とする。

2 前項の基準該当デイサービスの単位は、基準該当デイサービスであってその提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

（管理者）

第六十一条 基準該当デイサービス事業者は、基準該当デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当デイサービス事業所の他の職務に従

事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第六十二条 基準該当デイサービス事業所には、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第六十三条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条第二項、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで及び第四節（第五十九条において準用する第二十一条第一項を除く。）の規定は、基準該当デイサービスの事業について準用する。

第四章 指定児童短期入所

第一節 基本方針

(基本方針)

第六十四条 指定居宅支援に該当する児童短期入所（以下「指定短期入所」という。）の事業は、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六十五条 法第六条の二第四項に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第六条の二第四項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上とする。

(管理者)

第六十六条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所であるか、又は法第六条の二第四項に規定する施設の居室であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。ただし、宿泊を伴わない指定短期入所のみを提供する指定短期入所事業所にあつては、居室を用いずに当該指定短期入所を提供するこ

とができる。

- 2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 第六十五条第二項の適用を受ける施設にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

第四節 運営に関する基準

（指定短期入所の開始及び終了）

第六十八条 指定短期入所事業者は、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となった障害児を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第六十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を、その者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、利用者に係る居宅受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（居宅利用者負担額等の受領）

第七十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際には、利用者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には、

前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第二十一の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

- 3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定短期入所事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第七十一条 指定短期入所は、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第七十二条 指定短期入所の提供に当たっては、障害児の心身の状況に応じ、障害児の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしななければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その障害児に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 利用者の食事は、栄養並びに障害児の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

(健康管理)

第七十三条 指定短期入所事業者は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第七十四条 指定短期入所事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(障害児の家族との連携)

第七十五条 指定短期入所事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第七十六条 指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七十七条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第六十五条第二項の適用を受ける施設にあっては、第三号を除く。）に関する規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第七十八条 指定短期入所事業者は、次に掲げる障害児の数以上の障害児に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる障害児の数
- 二 第六十五条第二項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあつては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる障害児の数

(地域等との連携)

第七十九条 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第八十条 第八条、第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

付 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。